

# 官報号外

昭和五十六年五月十二日

## ○第九十四回衆議院会議録 第二十四号

昭和五十六年五月十二日(火曜日)

議事日程 第二十二号

昭和五十六年五月十二日

午後二時開議

第一 自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 國際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について承認を求める件

第四 条約法に関するウイーン条約の締結について承認を求める件

第五 業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)付表一(職業病の一覧表)の改正の受諾について承認を求める件

○本日の会議に付した案件

第二十四回オリンピック競技大会名古屋招致に関する決議案(江崎真澄君外三十一名提出)  
日程第一 自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 國際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について承認を求める件

日程第四 条約法に関するウイーン条約の締結について承認を求める件  
日程第五 業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)付表一(職業病の一覧表)の改正の受諾について承認を求める件  
鈴木内閣総理大臣の帰国報告についての発言

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○議長(福田一君) 元本院議長山口喜久一郎君は、去る五月六日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえます。

○議長(福田一君) つまましては、議院運営委員会の議を経て同君に対する弔詞を贈呈することといたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕  
衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功労を表彰されさきに本院議長の要職につきまた再度國務大臣の重任にあたられ終始政党政の發展につとめられた正三位勲一等山口喜久一郎君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、江崎真澄君外三十一名提出、第二十

四回オリンピック競技大会名古屋招致に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(福田一君) 第二十四回オリンピック競技

午後四時三十四分開議  
大会名古屋招致に関する決議案を議題としたします。

提出者の趣旨弁明を許します。江崎真澄君。

○江崎真澄君登壇  
〔本号末尾に掲載〕

○江崎真澄君 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ、社会民主連合を代表いたしまして、ただいま上程せられました第二十四回オリンピック競技大会名古屋招致に関する決議案の趣旨弁明をいたします。(拍手)

まず、ここに決議の案文を朗読いたします。  
衆議院は、来る昭和六十三年(千九百八十八年)の第二十四回オリンピック競技大会を名古屋市・東海地域に招致するため、その招致運動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

〔拍手〕  
以上であります。

オリンピック競技大会が、世界各国のスポーツの發展とともに、スポーツを通じて民族の相互理解や青少年の国際性の向上、世界の平和への貢献などに輝かしい成果を上げてきましたことは、昭和三十九年の第十八回東京大会の開催に見ましても、また、過去二十二回に及ぶ世界各国の開催により、万人のひとしく認めるところであります。  
第二十四回オリンピック競技大会は、オリンピック憲章の改正により、複数都市での広域開催が認められることとなつたのであります。これを受けて、今度は、日本列島の中央に位置する名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県の三県一市が中心となり、広域開催を目指して開催しようとするものであります。

最近、わが国民の中流意識の高まりとともに、ややもすれば体力や気力の衰えが危惧されています。こうした傾向に活力を与える、また、次代を担う青少年の体力向上を図るとともに、広く国際的視野に立って物を考える機会にいたしたいと思います。さらには、一九八四年ロサンゼルス・オリンピックの後を受け、一九八八年の大会は、二十一世紀に向けて一つの方向づけをするような秩序ある実質的な大会を実施することにより、国際オリンピック運動の発展に貢献したいという理想のもとに、招致運動を展開してまいりたのであります。

東京オリンピックが開催されました昭和三十九年、この年の国民総生産に一例をとりますと、当時わが国の国民総生産は三十兆円余りであります。これを現在の基準値で計算し直してみますと、実質約六十六兆円となります。わが国が、中進国からようやく先進国仲間入りをしようとした時期であったと言えましょう。

今日、新経済社会七カ年計画の試算によりますと、昭和六十年には国民総生産は約二百九十九兆円と、おおよそ五倍近いものとなるのであります。その六十年から三年後、約四半世紀、二十四年後に開かれる昭和六十三年の名古屋オリンピックは、まさに先進国仲間入りをしたわが国を、世界の人々に直接、またはテレビ、ラジオ等を通じて、改めて見ていただくことができる貴重な機会でもあると思うのであります。(拍手)

三県一市の招致の希望は、まず日本オリンピック委員会総会において、昭和五十四年十月、全会一致の承認を受けました。その後、支援の輪は全国へと広がりを見せ、全市長会を初め、地方自治六団体挙げての支持決議が行われ、続いて五年十一月には、日本体育協会理事会においても協力が了承されたのであります。



昭和五十六年五月一日  
衆議院会議録第一回第十四号  
鈴木内閣総理大臣の帰国報告についての発言

八

次に、日程第四及び第五の両件を一括して採決いたします。  
両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

内閣総理大臣の発言(帰国報告について)

○議長(福田一君) 内閣総理大臣から、帰国報告について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣鈴木善幸君。

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

し、レーランド大統領と二回の会談を行つたほか、ブッシュ副大統領、ヘイグ国務長官ほか関係閣僚、米国議会両院の指導者、米国財界人、言論人等と懇談いたしました。さらに、ナショナル・プレスクラブにおいて、わが国の外交の基本姿勢、日米関係等を中心に演説を行いました。

私はまた、五月九日に、短時間ながらカナダを訪問し、オタワにおいて、トルドー首相と親しく意見交換を行いました。

私の今回の訪米の主な目的は、多くの難問を抱えている国際社会の中で、現下の国際情勢に対する基本認識につき、レーガン大統領との間で、大所高所から意見交換を行うとともに、自由世界の責任ある構成員である日米両国が連帯、協調して、世界の平和と繁栄を目指し、緊密に協力していくべきであるとの姿勢を確認する点にあります。この点は、共同声明の冒頭にうたわれており

レーガン大統領との会談では、相互の信頼感と友好的な雰囲気の中で、東西問題、アジア情勢を中心とした多方面での協議が行われた。

心とした国際情勢、防衛問題等日米二国間関係、国際経済問題等両国の共通に関心を有する諸問題について幅広く意見交換を行いました。

会談の成果は、私とレーダン大統領との間の共同声明にて表明いたしましたが、この際、特に次の諸点を指摘しておきたいと思います。

東西関係については、ソ連の軍事力増強、第三世界におけるソ連の動きに対し憂慮の念を示し、ソ連軍のアフガニスタンからの即時無条件全面撤退が実現されるべきであり、ボーランドの問題とは、いかなる干渉にもよることなく、ボーランドと国民自身により解決されるべきであるとの立場を再確認しました。

他方、ソ連との対話の窓口を閉ざさないことが必要であることに意見の一致が見られました。また、当方より、軍備管理及び軍縮の努力を進めることなどが、世界平和のために重要なことを強調し、合意を見た次第であります。

その他国際情勢については、アジアを中心に意見交換を行い、アジアの平和と発展に向け、日米おのおのがこれまで果たしてきた役割を評価し、今後引き続き、互いに協力しつつそれぞれの役割りを果たしていくことで意見の一致を見ました。

また、日米両国を中心とする西側先進民主主義諸国は、世界の政治、軍事及び経済上の諸問題に対して互いに緊密に連絡をとりつつ、国力、国情に応じ協力しながら西側全体の安全を総合的に図り、それを通じて世界の平和と繁栄を確保していくことにつき、意見の一致を見ました。

防衛問題については、日本の防衛並びに極東における平和及び安定を確保するために、日米安全保障条約の果たしている役割を再確認するとともに、右目的を達成していく上で、日米両国間の適切な役割り分担が望ましいことを確認いたしました。

なお、わが国がいわゆる集団的自衛権の行使をなし得ないことは憲法上明らかでありますので、

極東の平和と安定のための日本の役割は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用のほか、政治、経済、社会、文化の各分野における積極的平和外交の展開に重点が置かれることがあります。わが国の防衛努力については、第二回首脳会談

において、私から、わが国の基本的な考え方を率直かつ詳細に説明しました。すなわち、わが国としては、自主的に、かつ憲法及び基本的な防衛政策に従つて防衛力の整備の努力を行うものである。なお、原潜問題については、私から大統領に対し、米国が誠意を持って首脳会談前に中間報告を出したことを評価しつつ、今後できるだけ早く最終報告が行われることを期待すると述べ、大統領

ことを明言するとともに、世論の動向、財政状況、他の諸政策との整合性、近隣諸国への影響などの要素にも十分な配慮を払う必要がある旨を説は、米側としても徹底的に調査を行う考え方である旨を明らかにしました。

明しました。大統領よりは、日本が、憲法その他の制約の範囲内で従来より防衛力の整備に努力してきたことに理解を示すとともに、引き続き防衛との間で親密な信頼関係を築き上げることができたものと確信しております。言うまでもなく、わが国にとって日米関係は外交の基軸であり、大統領

力の整備に努力されるよう期待する旨の表明があ  
りました。  
経済関係については、世界経済が現在直面して  
と以後とも率直に話し合うことができるこ  
と緊密にとって少なかつらず重要な意味を失つもり  
日米両国間の関係の発展のみならず、世界の平和

いる諸問題について話し合い、両国は、自由かつ開放的な貿易の諸原則の維持と強化に引き続き努力する決意を確認し、また、日米二国間の経済関係とと考えております。

議の一致を見ました。なお、自動車問題につき大統領より、日本側の矢野商事部会長であることがわかつた。矢野商事部会長は、この問題が何よりも重要であることを強調しました。また、日ワ・サミットが話題の中心でありましたが、お互に会議の成功のために今後とも緊密に協議を続けていくことで意見の一致を見ました。また、日

自主的措置を多としている旨の発言がありまし  
た。  
先進工業国と開発途上国との関係の重要性につ  
いては、今回の米国及びカナダ訪問を通じて、わ  
が関係の現状と将来的展望についても率直に意見  
交換を行いました。

き意見の一一致を見、オタワ・サミット、南北サミット等を通じ、南の諸国との関係に対処するに当たり建設的な進展が得られることへの期待を表明しました。

が国の国際社会の中で果たすべき役割りに対する期待が日増しに強まってきて、いることを強く感じました。私は、総理大臣として、今後とも世界の平和と繁栄に貢献し、わが國にふさ

原子力の平和利用問題については、日本にとって再処理が特に重要であるとのわが方見解に大統領の支持が表明され、今後懸案事項の進展が期待（拍手）

されます。  
これらの意見交換を通じて、私とレーガン大統領との間で、日米間の友好協力関係が、民主主義、自由、開放経済等、両国との共通の政治、経済





本のようすに、中心貨幣が八割を超すことは異常である。

主要国の銀行券券種別発行高構成比

額面		日本	
構成比		(一九六〇年末)	
一〇,〇〇〇	円	アメリカ	(一九六〇年末)
八三・四		一〇〇	イギリス
一〇〇	ドル	二四・九	フランス
二〇	ボンド	一四・五	西ドイツ
七〇〇	フラン	七〇〇	イタリア
三四・八		一、〇〇〇	スイス
一、〇〇〇	マルク	三三・七	イギリス
一一〇〇,〇〇〇	リラ	一一〇〇,〇〇〇	一九六〇年末
三四・六		一〇〇	一九六〇年末
一〇〇	フラン	四一・一	

さて、アメリカの最高紙幣は百ドル（約二万円）、イギリス五十ポンド（約二万四千円）、フランス五百フラン（約二万一千円）、イタリア十万リラ（約

二万円)の他は西ドイツ千マルク(約九万六千円)、スイス千フラン(約十万六千円)、オランダ千ギルダー(約八万九千円)、スウェーデン一万クローネ(四十五万一千円)、カナダ千ドル(十七万三千円)等々で、二万円から四十五万一千円まで幅が広い。以上各国の状況を考慮して五万円札が適当と思う。

シェアが、昨年末に比して〇・三%下がったのである。時に五万円札の発行が、見送られよう。」と報せられている。原因是不況による企業の沈滞といふが、こういう時こそ発行の好機といえる。ましてや、行革による補助金カットで不況ムードのつよい現在こそ発行に踏み切る絶好機ではないだろうか。一万円札のシェアが八五%から九〇%と上つていく時はインフレ時で、その時発行してはインフレに油を注ぐことにならう。給料等銀行振込みも進みつつあるし、給料支払にわざわざ五万円札を使わなくてもよいし、買物の婦人らも五万円札を使いつぶさない。従つて次のとおり質問する。

一 民間の事務合理化も政府の行う重要な行革であるから、速やかに五万円札を発行すべきであると思うが、どうか。

二 また、発行準備はすぐ取りかかるべきだと用うが、どうか。

――――ともできないとすれば、そのネックは  
何か。  
右質問する。

内閣衆質九四第三四号  
昭和五十六年五月八日

3 一万円札の金額構成比は、八十三ペーセント程度で比較的落ち着いた推移をしており、過去において高額紙幣を発行した際の同様の比率（八十七ペーセントから八十八ペーセント）と、を相當下回つてゐる。

国民生活全般にわたって特に支障があるといふような状況にはないと考える。

全国児童生徒の急激なる視力低下と近視悪化に關する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

衆議院議長 福田 一殿  
全国児童生徒の急激なる視力低下と近視増  
増に関する質問主意書

全国における児童生徒の視力低下と近視の急増は、極めて憂慮すべき状態である。昭和二十二五年度における近視率は小学生八・二%、中学生八・八%、高校生一一・四%であったが、年々増加の一途をたどり、昭和五十四年には文部省統計によれば小學生一七・九%、中學生三五・一%

高校生五三・〇%に達し、近視の児童生徒数は五百万人以上と言われている。

昭和五十一年八月に文部省体育局長は、財団法人日本本学保健会に対し「いわゆる「凝視訓導法」に関する取扱いについて」の照会をし、同会は四

動向及び高額紙幣の発行による心理的影響等をも含めた総合的見地から慎重に検討すべきである。

補助貨幣発行残高に占める百円貨幣の金額構成比よりも、日本銀行券発行残高に占める一万円札の金額構成比の方が高いことも御指摘のとおりであるが、日本銀行券と補助貨幣では、おのずとその役割が異なつており、そ

の比率を同列には論ずる」とはできない。

従つて次の事項について質問する。  
一 学校保健法に基づく学校医制度において近視予防対策をどのようにとられるか、その具体的な内容を示されたい。

二　視力回復対策につきどのような措置を講じておられるか、また、「いわゆる”凝視訓練”は種々問題が提起されている現在」とあるが、「種々の問題について具体的にどのように理解しているか示されたい。

右質問する。

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣  
中曾根康弘

衆議院議員有島重武君提出全国児童生徒の急増なる視力低下と近視急増に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙  
衆議院議員有島重武君提出全國兒童生徒  
急激なる視力低下と近視急増に関する質問  
に対する答弁書  
について

の定期的健康診断において視力並びに眼の疾患及び異常の有無の検査を行い、それらの結果応じ、学校医の指導の下に、視力に関する精査の指示、眼の疾病的予防措置又は眼の病、近視等の予防に関する保健指導を行うこと

としている。

近年における児童生徒の近視の増加傾向にかんがみ、養護教諭実技講習会等学校保健に関する

導に関する内容を取り上げ、学校において保健指導の徹底が図られるよう努めている。

凝視訓練に伴う種々の問題とは、財団法人日本学校保健会から聞いたところによれば、財団法人日本眼科学会が昭和五十年十月二十八日付けで示している「いわゆる凝視訓練に関する医学的見解」において述べられている諸点を指すとのことである。

なお昭和五十四年度から日本学校保健会に視力低下の原因とその対策について調査研究を委嘱しているところであり、昭和五十六年度末には、その研究成果をまとめていけるので、今後その成果を踏まえて指導の充実を期していきたいと考へておる。

(答付:近畿書送局)  
、去る八日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君提出対潜水艦超長波送信所設置に関する質問に對して、質問事項について調査検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十六年五月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

## 第二十四回オリンピック競技大会名古屋招致に関する決議案

右の議案を提出する。

江崎 真澄  
石田幸四郎  
金子 一平  
久野 忠治  
安藤 麻美  
大野 明  
木村 俊夫  
田村 元

我が国でオリンピック競技大会を再び開催する開催都市の決定がされるので、招致実現に努力すべきである。

**(地方税法の一部改正)**

第七十三条の四第一項第八号の二の次に次の二号を加える。

九の三車事故対策セントラル自動車事故対策セントラル法(昭和四十六年五号)法律第六十一条第一項第五号業務に規定する施設の用に供する建物の所有権に登記する。は該施設の用に供する土地の取扱登記の権利の取得登記

を収容して治療及び看護を行う施設を設置し、及び運営すること。  
第三十一条登録免許税法（昭和四十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第三中九の二の項の次に次のように加える。  
第三十二条「前項第八号」を「前項第九号」、「行なおう」を「行おう」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**自動車事故対策センター法の一部を改正する法律**  
自動車事故対策センター法（昭和四八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行った」に改める。  
第五十二条中「一万円」を「五万円」に改める。

右  
国会に提出する。  
昭和五十六年三月十六日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸  
第四十九条及び第五十条中「五万円」を「十万円」  
三十九条又は第四十一条の二に改め、同条第三号中「又は第四十三条」を「第四十一条の二又は第四十三条」に改める。

これが本決議案を提出する理由である。

---

自動車事故対策センター法の一部を改正する

（財産の処分等の制限）

第四十一条の二 センターは、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

ことは、国際親善とスポーツ振興にとつて極めて意義深いものであり、平和と友好裏に成功を収めた東京、札幌両大会と同様にオリンピック精神を最高度に發揮した大会が開催されるよう、万全の準備を講じることとする。

故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第三十一条第一項第五号に規定する施設において直接その用に供する不動産の必要性にかんがみ、自動車事故による被害者で後遺障害業務として、自動車事故による被害者で後遺障害が存するため治療及び當時の介護を必要とするものを受け容して治療及び養護を行う施設を設置し、これが、この法律案を提出する理由である。

### 自動車事故対策センター法の一 部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、自動車事故による重度後遺障害者の実態にかんがみ、重度後遺障害者を収容して治療及び養護を行う専用の施設を整備することとし、そのため自動車事故対策センターの業務を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 業務の追加

自動車事故対策センターは、自動車事故による被害者で後遺障害が存するため治療及び當時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行なう施設を設置し、及び運営することができる。

#### 2 その他

財産の処分等の制限に関する規定の整備及び罰金等の額の改定を行う。

3 施行期日

本案は、自動車事故による重度後遺障害者の実態にかんがみ、重度後遺障害者を収容して治療及び養護を行う専用の施設を整備するための措置として、妥当なものと認め、これを可決す

べきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

#### 三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度自動車損害賠償責任再保険特資金として七億円が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年五月七日

交通安全対策特別委員長 斎藤 実

衆議院議長 福田 一殿

内閣総理大臣 鈴木 善幸

〔別紙〕

#### 自動車事故対策センター法の一 部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 重度後遺障害者療護施設の開業に当たつては、医師、看護婦等施設要員の適正な配置、治療及び養護の充実について充分検討すること。

二 療護施設の運営に当たつては、経営基盤の整化のため最大の努力を払うこと。

また、運営上、万一赤字が増大することがあつても、これが原因となつて、自賠責保険料の引上げが行われないよう充分配意すること。

#### 第三条第一項第一号中「第六条の五」を「第六条の六」に改める。

第六条の五の次に次の一条を加える。

（昭和五十六年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定）

#### 第六条の六 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十五年三月三十日以前の退職に係る年金（第三項の規定の適用を受けるものを除く）で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる

この法律は、公布の日から施行する。

議案の可決理由

本案は、自動車事故による重度後遺障害者の実態にかんがみ、重度後遺障害者を収容して治療及び養護を行なう専用の施設を整備するための措置として、妥当なものと認め、これを可決す

べきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

#### 三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度自動車損害賠償責任再保険特資金として七億円が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年五月七日

交通安全対策特別委員長 斎藤 実

衆議院議長 福田 一殿

内閣総理大臣 鈴木 善幸

〔別紙〕

#### 自動車事故対策センター法の一 部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 重度後遺障害者療護施設の開業に当たつては、医師、看護婦等施設要員の適正な配置、治療及び養護の充実について充分検討すること。

二 療護施設の運営に当たつては、経営基盤の整化のため最大の努力を払うこと。

また、運営上、万一赤字が増大することがあつても、これが原因となつて、自賠責保険料の引上げが行われないよう充分配意すること。

#### 第三条第一項第一号中「第六条の五」を「第六条の六」に改める。

第六条の五の次に次の一条を加える。

（昭和五十六年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定）

#### 第六条の六 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十五年三月三十日以前の退職に係る年金（第三項の規定の適用を受けるものを除く）で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる

この法律は、公布の日から施行する。

議案の可決理由

本案は、自動車事故による重度後遺障害者の実態にかんがみ、重度後遺障害者を収容して治療及び養護を行なう専用の施設を整備するための措置として、妥当なものと認め、これを可決す

べきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

#### 三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度自動車損害賠償責任再保険特資金として七億円が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年五月七日

交通安全対策特別委員長 斎藤 実

衆議院議長 福田 一殿

内閣総理大臣 鈴木 善幸

〔別紙〕

#### 自動車事故対策センター法の一 部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講るべきである。

一 重度後遺障害者療護施設の開業に当たつては、医師、看護婦等施設要員の適正な配置、治療及び養護の充実について充分検討すること。

二 療護施設の運営に当たつては、経営基盤の整化のため最大の努力を払うこと。

また、運営上、万一赤字が増大することがあつても、これが原因となつて、自賠責保険料の引上げが行われないよう充分配意すること。

#### 第六条の六 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十五年三月三十日以前の退職に係る年金（第三項の規定の適用を受けるものを除く）で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる

この法律は、公布の日から施行する。

議案の可決理由

本案は、自動車事故による重度後遺障害者の実態にかんがみ、重度後遺障害者を収容して治療及び養護を行なう専用の施設を整備するための措置として、妥当なものと認め、これを可決す

一 昭和五十四年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にそ

の額が別表第十の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た

額に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た

年金等のうち、昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る年金（次項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

3 前二項の規定は、沖縄の退職年金等で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十条の五の次に次の二条を加える。  
(昭和五十六年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十条の六 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る年金（第六項の規定の適用を受けるものを除く。）第五項において「昭和五十五年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十九万一千円

二 通算退職年金の仮定給料（次の二又は口に掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれ又は口に掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額イ 昭和五十四年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が第一号に掲げる額を超えることとなるときは、その者に係る通算退職年金の額については、同項中「月数を乗じて得た額」とあるのは、「月数を乗じて得た額に次項第一号に掲げる金額を同項第二号に掲げる金額で除して

料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十四年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けた者に限る。）に係る通算退職年金については、当該退職の日にその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料）に十二を乗じて得た額にその額を別表第十の上欄に掲げる給料年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

とときは、百分の八十）を乗じて得た額」として、同項の規定を適用する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項の規定により改定するものとして算定した通算退職年金の額に、退職の日ににおける年齢に応じ昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の新法別表第三（昭和五十年九月三十日以前に退職した者については、昭和五十一年改正前の新法別表第三）に定める率を乗じて得た額

3 新法第八十二条第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ことに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、これらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

5 昭和五十五年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 前各項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第十三条の五第一項中「次条第一項及び第十条の七第一項」を「次条から第十三条の八まで」に改める。

第十三条の七の次に次の二条を加える。  
(昭和五十六年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)  
二 地方議会議員であった者に係る新法の規定による退職年金等のうち昭和五十四年五月三十日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であった者に係る施行法第一百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十六年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十四年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・四を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新法第一百六十一条第二項に規定する標準報酬年額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、施行法第一百四十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金について準用する。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十九条中「第十条の五」を「第十条の六」に改める。

別表第九の次に次の二表を加える。

別表第十(第六条の六、第十条の六関係)

給 料 年 額	率	金 額
四、三五九、五一四円未満のもの	一・〇四二	五、三〇〇円
四、三五九、五一四円以上四、八七一、七二八円未満のもの	一・〇〇〇	一八八、四〇〇円
四、八七一、七二八円以上一三、四三六、三六四円未満のもの	〇・九七八	二九五、六〇〇円
一三、四三六、三六四円以上のもの	一・〇〇〇	〇円

## 第二条 昭和四十二年度以後における地方公務員

等共済組合法の年金の額の改訂等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条から第二十三条までの間、第一  
を第十四条とし、第十七条を第十五条とする。

「第十六条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

**第十九条中「第十五条」を「第十三条の八」に改め、同条を第十七条とする。  
（地方公務員等共済組合法の一部改正）**

**第三条 地方公務員等共済組合法**（昭和三十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正す  
る。

第二条第一項第三号中「次に掲げる者」を「組

組員又は組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「第三号イ」を「第三号」に改め、同条第三項中「第一項第三号イ」を「第一項第三号」に改める。

第四十条第一項中「組合員期間」を「組合員である期間（以下「組合員期間」という。）」に改める。

「第一百四十四条の二十三第三  
い」を「行わない」に改める。

第一百三十三条第二項及び第四項中「第一百三十四条、第一百三十六条第二項及び第一百三十九条」を「第一百三十六条第一項、第一百三十九条及び第一百四十四条の三十一」に改める。

「第九章 雜則」を「第九章 特例」に改める。

第一百二十六条から第一百三十四条までを次のよう  
に改める。

第一百二十六条から第一百三十四条まで削除  
第一百四十条第一項中「第一百三十四条、第一百三十六条第二項及び第一百三十九条二三、第一百三十九条二四

第一百四十二条第一項中「第十二章」を「第九章」の二に改め、同条第二項の表中「第一百三十四

「第一百三十六条第二項及び第一百三十九条」を  
「第一百三十六条第二項、第一百三十九条及び第一百

昭和五十六年五月十一日 衆議院会議録第十四号

**昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案**

八一

地方公務員昌法第二十五条规定第三項第一号に規定期日で月額料を定める給料表に掲げるる給料をもつて支給されるものに相当する給与で政令で定めるもの

(団体職員の扱い)  
第一百四十四条の三 次に掲げる団体(以下「団体」という。)に使用される者で、団体から給与を受けるもののうち役員、常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職の場合における休職の事由に相当する事由により地方公務員の休職に相当する取扱いを受けた者その他自治省令で定める者を含む。以下「団体職員」という。)は、職員とみなして、この法律の規定(第四十一条、第四十二条(短期給付に係る部分に限る。)、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項、第四章第二節、第六章、第一百三十五条から第一百四十条まで、第一百四十三条から前条まで、第一百四十四条の二十八及び第一百四十四条の三十一の規定を除く。)を適用する。この場合においては、団体職員は、地方職員共済組合の組合員となるものとする。

項」を「第一百四十四条の二第一項」に、  
「第一百三十九条」を「第一百三十六  
条第一項」に改める。  
（見出しが含む。）

五 地方公務員災害補償法第三条に規定する  
六 地方公務員災害補償基金  
(昭和三十一年法律第百七号)第一条に規定する  
消防団員等公務災害補償等共済基金法  
七 十号)第一條に規定する水害予防組合  
八 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第五  
百二十四号)第一条に規定する地方住宅供  
給公社  
九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八  
十二号)第一条に規定する地方道路公社  
十 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和  
四十七年法律第六十六号)第十条に規定す  
る土地開発公社  
十一 団体職員についてこの法律の適用する場合  
においては、次の表の上欄に掲げる規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それそれ同表の下  
欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 地方自治法第二百六十三条の三に規定する連合組織で同条の規定による届出をしたもの

二 地方自治法第二百六十三条の二第一項に規定する公益的法人

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十三条第一項に規定する国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの

四 健康保険法第二十二条に規定する健康保険組合で地方公共団体の職員を被保険者とするもの

第九十二条第一項		公務傷病		業務傷病	
第九十三条第一項	第九十四条第二項	第九十五条第一項	第九十六条第二項	第九十七条第一項	第九十八条第一項
当該病気、負傷、廢疾、死亡又は災害	病気、負傷、廢疾、死亡若しくは公務	地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなるときは、これらが支給される間	公務	同条第四号に掲げる法律に定める法律に定める年金制度(第百四十九条の三第一項に規定する年金制度を除く)の規定による	公務
当該病気、負傷、廢疾、死亡若しくは公務傷病	公務傷病	公務傷病	公務	同条第五号に掲げる法律に定める年金制度(第百四十九条の三第一項に規定する年金制度に限る)	業務
当該廢疾又は死亡	業務	業務傷病	業務	同条第五号に掲げる法律に定める年金制度(第百四十九条の三第一項に規定する年金制度に限る)	業務

## 官報(号外)

第一百八条第三項	病気、負傷、廃疾	廃疾
その病気若しくは廃疾	その廃疾	
第一百一条第一項	組合員が懲戒処分(地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く)を受けた	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第一百七条第一項	の徵収	その他第九章の二の規定による徵収金の徵収(第一百四十四条の十四の規定による处分)
別表第三		
第百十七条第二項	公務 徵収 「審査会」という。 地方公務員共済組合審査会(以下	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
	業務 徵収、処分 団体職員審査会	その他の規定による处分

3 職員(団体職員を除く。以下この項及び次項、第一百四十四条の八並びに第一百四十四条の二十において同じ。)が引き続き団体職員となつたとき、又は団体職員が引き続き職員となつたときは、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の適用については、それぞれ職員でなくなつた日又は団体職員でなくなつた日に退職したものとみなす。

4 職員である期間に係る組合員期間と団体職員である期間に係る組合員期間(以下「団体組合員期間」という。)とは、第四十条第二項及び第三項の規定にかかわらず、合算しない。(団体職員となつた復帰希望職員についての特例)

第五百四十四条の四 組合員(団体職員である組合員(以下「団体組合員」という。)を除く。以下この条において同じ。)が任命権者はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて団体職員となるために退職した場合において、その者が、その団体職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き団体組合員期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条

において「復帰したとき」という。)の第四十条の規定による組合員期間の計算上団体組合員期間以外の組合員期間とみなされることを希望する旨を、当該退職の際に所属していた組合に申し出たときは、当該退職に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復帰したとき(当該復帰希望職員のうちその者の事情によらないで引き続いだ勤務することを困難とする理由により退職した者で自治省令で定めるもの以外の者がその後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。)又は団体職員である間に死亡したときは、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、前項の退職の時に退職しなかつたものとみなし、その復帰したとき又は団体組合員である間に死亡したときに引き続き団体組合員期間は、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、地方職員共済組合は、責任準備金のうちその者の当該団体

組合員期間に係る部分を、政令で定めることにより、同項の退職の際に所属していた組合に移換しなければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者の同項の規定により組合員であったものとみなされた団体組合員は、引き続き復帰したとき又は団体職員である間に死亡したとき以後においては、団体組合員でなかつたものとみなす。

4 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職する他の団体職員となつた場合(その者が更に引き続き当該団体職員以外の他の団体職員となつた場合を含む。)における前三項の規定の適用については、その者は、復帰希望職員として在職するものとみなす。

5 前各項に定めるものほか、復帰希望職員が引き続き復帰した場合又は団体職員である間に死亡した場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(団体職員運営評議員会)

第六百四十四条の五 地方職員共済組合に、団体職員運営評議員会を置く。

2 団体職員運営評議員会に関する事項は、地方職員共済組合の定款をもつて定めなければならない。

第六百四十四条の六 団体職員運営評議員会(以下「評議員会」という。)は、評議員十人以内で組織する。

2 評議員は、自治大臣が団体組合員のうちから任命する。

3 自治大臣は、前項の規定により評議員を命ずる場合には、地方職員共済組合の業務で団体組合員に係るもの(以下「団体組合員業務」という。)その他団体組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命じなければならぬ。この場合においては、一部の者の利益に偏ることのないよう、相当の注意を払わなければならない。

第六百四十四条の七 次に掲げる事項のうち団体組合員業務に係る事項は、評議員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の変更

三 每事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて団体組合員業務に關する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

3 第八条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項の組合の業務に關する重要事項が団体組合員のみに關するものをその内容とするものであるときは、同条の規定は、これらの事項については、適用しない。

4 第百四十四条の八 団体組合員期間が二十年以上二十年未満である者が退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合(第七十四条に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合を除く。)において、その者の団体組合員期間にその退職前の職員であつた期間(政令で定める期間を除く。)又は国の職員(國家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。)であつた期間(政令で定める期間を除く。)を加えるとしたならばその期間が二十年以上となるときは、

第七十八条第一項又は第一百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第九十三条第二号の規定の適用については、その者は団体組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。

5 第七十八条の二、第八十一条及び第八十二条の規定は、前項の規定に該当する者には適用しないものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける者の退職年金

については、第七十八条规定第二項中「給料年額の百分の四十に相当する金額」とあるのは、「団体組合員期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき給料年額に百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額」とする。

4 前項の規定により算定した退職年金の額が、団体組合員期間が二十年であるものとして第七十八条の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に団体組合員期間の年数を乗じて得た額より少ないとときは、その額を退職年金の額とする。

5 第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する國の職員であつた期間の計算は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

6 第二項から前項までに規定するもののか、第一項の規定の適用を受ける者に対する給付に關し必要な事項は、政令で定める。

(団体組合員に係る福祉事業に要する費用)

第一百四十四条の九 団体組合員に係る百十二条第一項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、当該事業年度における団体組合員の給料の総額の百分の一に相当する金額の範囲内とする。

(団体組合員に係る費用の負担の特例)

第一百四十四条の十 地方職員共済組合の長期給付に要する費用で団体組合員に係るものは、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合算額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう計算するものとする。この場合においては、少なくとも五年ご

とにして再計算を行うものとする。

2 地方職員共済組合の事業で団体組合員に係るものに要する費用は、団体組合員及び団体が掛金として負担するほか、地方公共団体の負担金をもつて充てる。

3 前項の規定により団体組合員及び団体が掛金として負担する割合は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 団体組合員百分の四十二・五、団体百分の四十二・五

二 業務による障害年金又は第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第九十三条第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用 団体百分の百

三 福祉事業に要する費用 団体組合員百分の五十、団体百分の五十

4 第二項の規定により地方公共団体が負担する割合は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 長期給付に要する費用（前項第二号に掲げるものを除く。）百分の十五

二 地方職員共済組合の事務で団体組合員に係るもの（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 百分の百

5 前項に定めるもののか、第二項の規定による地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

(掛金の徴収等)

第一百四十四条の十一 地方職員共済組合は、団体組合員に係る事業に要する費用に充てるため、前項第二項の掛金を徴収する。

2 前項の規定による掛け金の徴収は、団体組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、行うものとする。この場合において、団体組合員の資格を喪失した日の前日

に屬する月に更に団体組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛け金は、徴収しない。

3 第一項の規定によつて督促したときは、地方職員共済組合は、掛け金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金の完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛け金の額が千円未満であるとき、又はその額が四十二万円であるものとみなす。

4 団体組合員のうち給料の額が四十二万円を超える者は、前項の規定の適用については、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金は、その納付のあつた掛け金の額を控除した金額にて納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金は、その納付のあつた掛け金の額を控除した金額による。

5 掛け金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

6 督促状に指定した期限までに完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

8 第百四十四条の十四 前条第一項の規定による督促を受けた団体が、同項の規定により指定された期限までに掛け金を完納しないときは、団体の住所又はその財産のある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、地方職員共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、地方職員共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、地方職員共済組合は、自治大臣の認可を受け、国税滞納処

分の例によつて、これを処分することができる。

第一百四十四条の十五 挂金その他この章の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第一百四十四条の十六 挂金その他この章の規定による徴収金は、この章に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(団体職員審査会)

第一百四十四条の十七 地方職員共済組合に、団体職員審査会を置く。

2 団体職員審査会に関する事項は、地方職員共済組合の定款をもつて定めなければならない。

第一百四十四条の十八 団体職員審査会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員は、団体組合員を代表する者、団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合の理事長が委嘱する。

3 前二項に規定するもののほか、第一百八十八条から第七項まで及び第一百九十九条から第二十一条までの規定は、団体職員審査会について準用する。この場合において、第一百一十九条第一項中「組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員」とあるのは、「団体組合員を代表する委員、団体を代表する委員」と読み替えるものとする。

(組合役職員に関する特例)

第一百四十四条の十九 地方職員共済組合の組合役職員のうち、団体組合員業務に從事する者として理事長が指定する者は、第一百四十一条の規定にかかわらず、団体職員とみなして、この法律の規定(役員については、長期給付に関する規定を除く。)を適用する。この場合においては、第一百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「同項に規定する団体」とあり、並びに第一百四十四条の十第二項の十第二項の掛金をいう。第一百四十四条の二

2 掛金(第一百十三条规定又は第一百四十四条の十第二項の掛金をいう。第一百四十四条の二

及び第三項中「団体」とあるのは、「地方職員共済組合」とする。

(経理に関する取扱い)

第一百四十四条の二十 地方職員共済組合は、団体組合員に係る事業に関する経理を、職員である組合員に係る事業に関する経理と区分してしなければならない。

(適用除外)

第一百四十四条の二十一 第五条第四項及び第五項の規定は団体及び団体組合員に係る掛金に關する事項について、第一百二十二条の規定は団体組合員に係る長期給付及び福祉事業に関する事項については、適用しない。

(厚生年金保険法等との関係)

第一百四十四条の二十二 第百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体で法人でないものに使用される者は、厚生年金保険法第十二条の規定の適用については、同条第一号に規定する法人に使用される者とみなす。

2 団体組合員は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

3 団体組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

3 前二項に規定するもののほか、第一百八十八条から第七項まで及び第一百九十九条から第二十一条までの規定は、団体職員審査会について準用する。この場合において、第一百一十九条第一項中「組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員」とあるのは、「団体組合員を代表する委員、団体を代表する委員」と読み替えるものとする。

(第九章の三 雜則)

第一百四十四条の二十三 この法律(第一百五十一條第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。)に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金(第一百十三条规定又は第一百四十四条の十第二項の掛金をいう。第一百四十四条の二

十六第二項において同じ。)その他の前章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受けける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるものとす

ることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

1 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべきがあるもの

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

3 主務大臣の権限

第一百四十四条の二十七 組合(連合会を含む。以下この条において同じ。)の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

4 主務大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に関し、監督上必要な命令を下すことができる。

3 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支拂の適正化を図るために必要な命令を下すときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿類その他の物件の提示を求め、若しくは

において、その決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額に五十円未満の端数があるとき、又はその全額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、これらの長期給付の額に五十円以上百円未満の端数があるとき、又はその全額が五十円以上百円未満であるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

3 主務大臣の権限

第一百四十四条の二十七 組合(連合会を含む。以下この条において同じ。)の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

4 主務大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に関し、監督上必要な命令を下すことができる。

3 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支拂の適正化を図るために必要な命令を下すときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿類その他の物件の提示を求め、若しくは











一 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年  
以上のものに係る年金（前号に掲げる年金  
を除く。）又は六十五歳未満の者で実在職の  
期間が退職年金の最短年金年限に達してい  
るものに係る年金 五十六万千八百円

新法第百四十四条の三第二項の規定により  
読み替えられた新法第八十七条及び新法第八  
十七条の二並びに前条の規定の適用を受ける  
団体組合員に係る業務によらない廃疾年金を  
受ける者が六十五歳に達した場合において、  
その者の廃疾年金の額が前項各号に掲げる年  
金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少  
ないときは、その者を同項の規定に該当する  
者とみなして、廃疾年金の額を改定する。

（業務傷病による死亡に係る遺族年金の規定  
の適用）

第一百三十二条の二十七 新法第百四十四条の三  
第二項の規定により読み替えられた新法第九  
十三条から第九十九条までの規定中新法第百  
四十四条の三第二項の規定により読み替えら  
れた新法第九十三条第一号の規定による遺族  
年金に関する部分の規定は、団体組合員が施  
行日以後業務により病気にかかり、又は負傷  
し、当該業務傷病により死亡した場合につい  
て適用する。

（遺族年金の受給資格に係る団体組合員期間）

第一百三十二条の二十八 新法第百四十四条の三  
第二項の規定により読み替えられた新法第九  
十三条第三号の規定による遺族年金（業務に  
による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る

において適用する第三十八条第三項から第五項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額(遺族年金を受ける者が新法第九十三条の三第一項各号の一に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した額)とする。

(特例による遺族年金の額の最低保障)

第一百三十二条の三十一 前条の規定により算定した遺族年金の額が五十三万七千六百円より少ないとときは、その額を当該遺族年金の額とする。

(特例による遺族年金に係る加算)

第一百三十二条の三十二 新法第九十三条の五及び第九十三条の六の規定は、前二条の場合について準用する。

(地方公務員共済組合法の退職年金等の受給の申出)

第一百三十二条の三十三 施行日の前日において昭和三十九年改正法による改正前の新法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員であつた団体更新組合員で、新法の規定の適用につき同日に退職したとしたならば、新法第七十八条若しくは第八条から第十二条まで又は新法第八十六条若しくは第二十六条第二項の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなるものが、施行日から六十日以内に、当該市町村職員共済組合に対してこれらの中年金を受けることを希望する旨の申出をしたときは、その者は、新法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において退職したものとみなす。この場合においては、その者については、第一百三十二条の十二第一項第二号イ及びハの規定を適用しないものとする。

(再就職者の取扱い)

第一百三十二条の三十四 第百三十二条の十二、第一百三十二条の十五から第一百三十二条の二十二まで、第一百三十二条の二十二、第一百三十二条

の二十五、第一百三十二条の二十六及び第一百三十二条の二十九から前条までの規定は、次に掲げる者について準用する。

一 団体更新組合員であつた者で再び団体組合員となつたもの

二 旧団体共済更新組合員（施行日の前日に団体職員であつた者で施行日に旧団体共済組合員となつたものをいう。次条において同じ。）であつた者で団体組合員となつたもの（前号に該当する者を除く。）  
(例)  
（再就職者に係る退職年金等の額に関する特例）

第一百三十二条の三十五 旧団体共済更新組合員であつた者で昭和五十四年改正前の新法第二百二条において準用する昭和五十四年改正前の新法第八十三条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）の額の算定につき昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の六の規定の適用を受け、その後団体組合員となつたものに対する前条において準用する第一百三十二条の十五第一項の規定の適用については、同項第一号、同項第二号、同項第三号又は同項第四号の金額は、これらの規定により算定した金額からそれぞれ第一号、第二号、第三号又は第四号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の六第二号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・七五に相当する金額

二 昭和五十四年改正前の施行法第百四十三  
条の六第三号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・五に相当する金額

（再就職者に係る業務傷病によらない死亡者に係る遺族年金に関する経過措置）

第百三十二条の三十六 第百三十二条の三十四  
に規定する者に係る新法第百四十四条の三第四項の規定により読み替えられた新法第九十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「同条第三号」とあるのは「第一百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第九十三条第三号」と、「第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「施行法」という。）百三十二条の三十四において準用する施行法第百三十二条の三十から第百三十二条の三十一まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数」年につき給料年額の百分の一」とあるのは「施行法第百三十二条の三十四において準用する施行法第百三十二条の十五第一項の規定による算定した金額（その死亡した者が昭和四十

3  
第一項に規定する者に廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第百四十四条の第三項の規定により読み替えられた新法第八十七条第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十七条の二第一項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条において準用する第百三十二条の二十五の規定により算定した金額から第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。この場合における同項各号に掲げる金額の控除については、第二十八条第二項の規定を準用する。

四 昭和五十四年改正前の施行法第百四十三  
条の六第四号の期間の年数一年につき新法  
の給料年額の百分の一・四に相当する金額  
前項に規定する者に対する前条において準  
用する第二百三十二条の十六の規定の適用につ  
いては、同条の金額は、同条の規定により算  
定した金額から同項各号に掲げる金額を控除  
した金額とする。

二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)。以下この項において「昭和五十四年法律第七十三号」という。による改正前の地方公務員等共済組合法第二百二十二条において準用する同法第八十三条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)の額の算定につき昭和五十四年法律第七十三号による改正前の施行法第一百四十三条の六の規定の適用を受けた場合には、その算定した金額から施行法第一百三十二条の三十五の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額。次項において同じ。)の百分の五十」と、同条第一項中「第九十三条第三号」とあるのは、「第一百四十四条の三第二項の規定」により読み替えられた第九十三条第三号」と、「第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは、「施行法第一百三十二条の三十四において準用する施行法第一百三十二条の三十から第一百三十二条の三十二まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の五一」とあるのは「施行法第一百三十二条の三十四において準用する施行法第一百三十二条の十五第一項の規定により算定した金額の百分の五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第一百三十二条の三十六の規定により読み替えられた第一項」とする。

(厚生年金保険の被保険者であつた期間等の取扱い)

2 第百三十二条の十二第一項第二号イ又はハの期間を有する団体更新組合員の同項の規定により団体組合員期間に算入されたこれらの期間は、施行日以後における新法及びこの法律の規定の適用については、旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付又は新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者でなかつたものとみなす。  
(市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い)  
第一百三十二条の三十八 特別措置法の施行の日前日に沖縄の共済法の規定に基づく市町村の

2 第百三十二条の十二第一項第二号イ又はハの期間を有する団体更新組合員の同項の規定により団体組合員期間に算入されたこれらの期間は、施行日以後における新法及びこの法律の規定の適用については、旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付又は新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者でなかつたものとみなす。  
(市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い)  
第百三十二条の三十八 特別措置法の施行の日前日に沖縄の共済法の規定に基づく市町村関係団体職員共済組合(以下この条において「沖縄の団体共済組合」という。)の組合員であつた者で特別措置法の施行の日に旧団体共済組合員となり、引き続き同団体組合員としての在職期間の団体組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、団体組合員期間に算入する。  
(旧団体共済組合員に係る従前の給付の取扱い等)  
第一百三十二条の三十九 昭和五十七年四月一日  
前に給付事由が生じた昭和五十六年法律第一号による改正前の新法第百九十八条各号に掲げる給付は、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例により地方職員による改正前的新法第二百二条において準用なす。

する新法第八十二条第二項若しくは第八十三条第一項の規定による通算退職年金若しくは脱退一時金若しくは昭和五十六年法律第三号による改正前の新法附則第十八条の第七項に規定する特例死亡一時金又は昭和五十四年法律第七十三号附則第七条第二項若しくは第四項に規定する返還一時金若しくは死亡一時金は、この法律に別段の規定があるもののほか、昭和五十六年法律第三号による改正前の新法又は昭和五十四年改正前の新法の規定の例により地方職員共済組合が支給する。

昭和五十四年改正前の新法第二百二条において準用する昭和五十四年改正前の新法第八十三条第二項の規定による退職一時金の支給を受けた者が、団体組合員となり、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、昭和五十六年法律第三号による改正前の新法第二百二条において準用する新法第七十八条第一項又は第八十六条第一項の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなして、前項（昭和五十四年法律第七十三号附則第七条第二項又は第四項に規定する返還一時金又は死亡一時金に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第一百三十二条の四十 団体組合員であつた者に係る年金である給付の支給につき、新法その他の法令の改正（新法の規定による年金の額の改定に関する法令の制定又は改正を含む。）が行われた場合においては、前条第一項の規定により地方職員共済組合が支給すべき年金額である給付の年額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

前項の規定による年金である給付の額の改定により増加する費用（業務による廃疾年金の改定により増加する費用



2

昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は廃疾年金について昭和五十六年改正後の施行法第十四条の二、第二十九条の二第一項、第一百四十三条の四の二又は第一百四十一条の十の二第二項の規定を適用する場合に

は、同年四月分及び同年五月分の年金について昭和五十六年改正後の施行法第十四条の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、昭和五十六年改正後の施行法第二十九条の二第一項中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、「五十六万三千八百円」とあるのは「五十五万二千円」と、昭和五十六年改正後の施行法第四百四十三条の四の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、「五十六万三千八百円」とあるのは「五十五万二千円」とする。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第六条 昭和五十六年改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、昭和五十六年三月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

昭和五十六年六月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について昭和五十六年改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百二十三万六千円」とあるのは「百十八万四千円」と、同条第二項中「百二十三万六千円」とあるのは「百十八万四千円」と、「百十四万円」とあるのは「百八万八千円」と、同表中「三、三七一、八〇〇円」とあるのは「三、三〇一、八〇〇円」と、「二、二八一、八〇〇円」と、「一、五八一、八〇〇円」とあるのは「一、五三一、八〇〇円」とし、更に同年四月分及び同年五月分の年金については、同

表の備考二中「二十一万円」とあるのは「十八万円」とする。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち旧特別調達庁の職員期間を有する者に関する経過措置)

第七条 昭和五十六年十月一日において現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下この条において「普通恩給等」という)を受ける権利を有し、かつ、昭和五十六年改正後の施行法第七条第一項第三号の期間又は昭和五十六年改正後の施行法第十条第一項第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第一号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号)以下この条において「改正後の法律第一百五十五号」という)附則第一号がこれら期間に該当しないこととなるも

のを有する昭和五十六年改正後の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員(昭和五十六年改正後の施行法第五十五条第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条において「更新組合員等」という)若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十六年九月三十日において昭和五十六年改正後の施行法第七条第一項第三号又は第十条第一項第一号(これらの規定を昭和五十六年改正後の施行法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額の事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款の変更につき自治大臣の認可を申請しなければならない。

2 地方職員共済組合は、昭和五十七年四月一日までに、前項の認可を受けた定款の変更を公告しなければならない。

3 旧法第八条第一項の規定は、第一項の定款の変更並びに事業計画及び予算については、適用しない。

(権利の承継に伴う経過措置)

第十条 附則第八条第一項の規定により地方職員共済組合が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税正後の法律第一百五十五号附則第四十一条の五の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び昭和五十六年改正後の施行法の規定にかかる

ず、同年十月一日以後もこれらの改正前の規定の例によるものとする。

(地方団体関係団体職員共済組合の解散等)

第八条 第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合(以下「旧団体」という)第百七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合(以下「旧団体共済組合」という。)は、第四条の規定の施行の時において解散するものとし、その一切の権利義務は、その時において地方職員共済組合が承継するものとする。

2 前項の規定により旧団体共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第九条 地方職員共済組合の理事長は、昭和五十七年三月三十一日までに、旧団体共済組合の運営審議会の議を経て、第四条の規定の施行に伴い必要となる事項について地方職員共済組合の定款を変更し、及び団体組合員(第四条の規定による改正後的地方公務員等共済組合法(以下「新法」という。)第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。)となるべき者に係る昭和五十七年四月一日を含む事業年度の事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款の変更につき自治大臣の認可を申請しなければならない。

2 地方職員共済組合は、昭和五十七年四月一日までに、前項の認可を受けた定款の変更を公告しなければならない。

(団体職員となつた復帰希望職員についての特例に関する経過措置)

第十三条 旧法第一百四十四条の二第一項に規定する復帰希望職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)に該当する者が引き続き同項に規定する団体職員として在職し、引き続き昭和五十七年四月一日前に復帰したとき(同項に規定する復帰したときをいう。)におけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

(組合役職員等の取扱いに関する経過措置)

第十四条 新施行法第一百三十条の二の規定は、昭和五十七年四月一日以後に新法附則第二十九条第一項に規定する地方公共団体で同項の申出をしなかつたものが健康保険組合を組織しなくなつたことに伴い当該健康保険組合が解散した場合において、当該解散した健康保険組合に使用される者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「解散健康保険組合の職員」という。)であつた者が、引き続き組合役職員である組合員となつたときについて適用し、同日前に同項に規

係する不動産の取得に対しても、不動産取得税を課すことができない。

(旧団体共済組合の職員の身分の取扱い)

第十五条 地方職員共済組合は、附則第八条第一項の規定により解散する旧団体共済組合の職員が引き続き地方職員共済組合の職員としての身分を取得するよう措置しなければならない。

(従前の給付等)





二 議案の修正議決理由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき  
恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ず  
るほか、遺族年金に加算される寡婦加算額の引  
上げ等の措置を講ずることは時宜に適するもの  
と認めるが、施行期日については修正すること  
を必要と認め、本案は、別紙のとおり修正議決  
すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり、附帯決議を付すること  
に決した。

右報告する。

昭和五十六年五月七日

地方行政委員長 左藤 恵  
衆議院議長 福田 一殿  
〔別紙〕

附 則

(施行期日○)

(公 布 の 日)  
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から  
施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条  
並びに附則第十二条から第十四条まで及び第六十  
六条から第三十二条までの規定は、昭和五十七  
年四月一日から施行する。

第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下  
「昭和五十六年改正後の法」といふ。)第九十三条の五第一項、第  
九十三条の六、第一百七条第一項、第一百四十四条第三項、第二百四  
条第四項及び附則第二十五条第一項の規定並びに第五条の規定  
による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する  
施行法(以下「昭和五十六年改正後の施行法」といふ。)の規定(第  
三条の三第二項第五号の規定を除く。並びに附則第三条第二項  
の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。  
(遺族の範囲に関する経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の地方公務員  
等共済組合法(以下「昭和五十六年改正後の法」  
といふ。)第二条(昭和五十六年改正後の法第二  
百二条において準用する場合を含む。)の規定  
は、昭和五十六年四月一日以後に給付事由が生  
じた給付について適用し、同日前に給付事由が  
生じた給付については、なお従前の例による。

(遺族年金に係る加算に関する経過措置) 号) 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書 号) 右決議する。 改正する法律(昭和五十六年法律第 八二六

## 改正する法律(昭和五十六年法律第

右決議する

右決議する。

国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

内閣總理大臣 鈴木 善幸

## 国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の通告

二本譜定書の統編について有識を求める件

国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する  
協定書の締結について、日本国憲法第七十三条第

二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

- 1 -

この議定書は、国際電気通信衛星機構（インテルコ）の理由

サット)に関する協定に基づき、国際電気通信  
連合(インテルサット)及びその議員並びにイ

テルサット加盟国の代表等の特権及び免除について定める二三を主とする内規三千九百四十九条。

が国がこの議定書を締結することは、インテル

シテルサットとの間の協力を推進する見地から

意義であると認められる。よつて、この議定書を締結することいたしたい。これが、この案件

提出する理由である。

## 国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する

## する議定書 前文

この議定書の締約国は、

協定第十五条(c)が、同協定の各締約国（インテ

協定第十五条(e)が、同協定の各締約国（インテサートの本部が領域内に所在する締約国を含

**第二条** 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十六年改正後の法」という。)第二条(昭和五十六年改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十六年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお從前の例による。

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第三条 昭和五十六年改正後の法第九十三条の五第一項及び第九十三条の六(これらの規定を昭和五十六年改正後の法第二百二条並びに第五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「昭和五十六年改正後の施行法」という。)第四十二条の二、第二百八十二条第三項、第八十三条の二第三項、第一百三条第三項、第一百四条の二第三項、第一百三十九条の二第三項及び第一百四十三条の十六において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、昭和五十六年三月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同一四年四月分以後適用する。

四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日)において現に第二十二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十六年改正前の法」という。)第九十三条の五(昭和五十六年改正前の法第二百二条並びに第五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(以下「昭和五十六年改正前の施行法」という。)第四十二条の二、第八十二条第三項、第八十三条の二第三項、第一百三十九条の二第三項、第一百四条の二第三項及び第一百四十三条の十六において準用する場合を含む。)の規定による加算が行われているも遺族年金(その全額の支給を停止されているもの)を除く。以下この項において同じ。)を受ける妻が、同日において昭和五十六年改正後の法第九十三条の六に規定する政令で定める給付(その全額の支給を停止している給付を除く。以下この項において「公的年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、同条中「同項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部

を改正する法律(昭和五十六年法律第号)、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十三条の五の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に相当する金額の加算として、同条の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止される日至つたときは、この限りでない。

〔別紙〕

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

記

一 長期給付に要する費用の公的負担分について  
は、厚生年金等の負担と異なる現状にかんがみ、公的年金制度間の整合性に配意しつつ検討を続けること。

二 短期給付に要する費用の負担について、組合員の生活実態等にかんがみ、適切な措置を講ずること。

三 年金額の改定実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなぐくすよう特段の配慮をすること。

四懲戒処分者に対する年金の給付制限について  
は、他の公的年金との均衡も考慮して引き続き検討すること。

五 退職年金等の最低保障額について、引き続きその引上げを図ること。

六 遺族年金の給付水準を七十パーセントとする  
よう努力すること。

七 退職年金受給者等の医療の充実を図るため、  
任意継続組合員期間を延長するよう検討するこ  
と。



- (b) インテルサットの活動の範囲内における任務の遂行に係る公的な書類の不可侵
- (c) 国民的服務義務の免除
- (d) 入国情制限、外国人登録及び出国手続に関し政府間機関の職員に通常与えられる免除と同一の免除並びに国際的危機の場合の帰國について政府間機関の職員に通常与えられる便益と同一の便益（これらの免除及び便益は、インテルサットの職員の家族の構成員でその世帯に属するものに対しても与えられる。）
- (e) インテルサットがその職員に支払う給料その他給付（インテルサットが支払う年金及びこれに類する給付を除く。）に課される締約国の所得税の免除。締約国は、他の源泉から所得に対して課する税の額を計算するに当たって、インテルサットがその職員に支払う給料その他の給付を考慮に入れる権利を留保する。
- (f) 通貨及び為替の管理に関する政府間機関の職員に通常与えられる待遇と同一の待遇
- (g) 締約国の領域においてその地位に就く際に、当該締約国の法律の定める条件に従い、家具及び手回品（自動車一台を含む。）を関税その他の税關課徵金（提供された役務に対する支払を除く。）の免除を受けて輸入する権利並びに任務の終了の際に、当該締約国の法律の定める条件に従い、当該家具及び手回品を無税で輸出する権利。
- 2 インテルサットの職員の所有する物品であつて(1)の規定に基づく免除の適用を受けたものは、当該免除を認めた締約国との国内法に基づく場合を除くほか、永久的であるか一時的であるかを問わず、譲渡し、賃貸し又は貸与してはならない。
- 3 インテルサットの職員がインテルサットの社会保障制度の対象となつている場合には、インテルサット及びその職員は、締約国との社会保

- 制度に対するすべての強制的な拠出を免除される。もつとも、第十二条の規定により関係締約国との間で締結される取決めがある場合には、当該取決めによるものとする。このの規定に基づく免除は、インテルサット及びその職員が締約国の法令に従つて当該締約国との社会保障制度に自発的に参加することを妨げるものではなく、また、締約国に対し、この免除を受ける職員に当該締約国との社会保障制度の下で与えられる給付の支払を行うことを義務付けるものでもない。
- 4 締約国は、インテルサットの職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためすべての適当な措置をとる。
- 5 締約国は、1(c)から(g)まで及び3に定める特權及び免除を自国民又は自國に通常居住する者に与えることを義務付けられない。
- 6 インテルサット事務局長は、この条の規定の適用を受ける職員の氏名を関係締約国に通告する。インテルサット事務局長は、また、1(d)に定める免除を認めていた締約国に対し、当該締約国の領域におけるいずれの職員の公的任務の終了についても遅滞なく通告する。
- 第三章 インテルサット加盟国との代表、署名当事者の代表及び仲裁手続に参加する者

- 第八条 加する者
- 1 インテルサットが招集し又は主催する会合におけるインテルサット加盟国との代表は、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、次の特權及び免除を享受する。
- (a) 公的任務の遂行に当たつて権限の範囲内で行つた行動（書面及び口頭による陳述を含む。）についての裁判権からの免除（この免除は、当該代表の任務の終了の後も与えられ
- 3 仲裁裁判所の仲裁人及び仲裁裁判所から召集される証人で協定の附属書Cに従つて行われる仲裁手続に参加するものは、その任務の遂行中に定める特權及び免除を享受する。
- 4 いざれの締約国も、1及び2に定める特權及び免除を自国民又は自國の代表に与えることを義務付けられない。
- 第四章 放棄

- 第九条 この議定書に定める特權及び免除は、個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。こ
- 送手段により引き起こされた事故による損害について第三者の提起する民事訴訟又はこれらの自動車に係る交通犯罪でインテルサット加盟国の代表によるものについては、この限りでない。
- (b) すべての公的な書類の不可侵
- (c) 入国情制限、外国人登録及び出国手続に関し政府間機関の職員に通常与えられる免除と同一の免除（この免除は、当該代表の家族の構成員でその世帯に属するものに対しても与えられる。）。ただし、いざれの締約国も、自國に通常居住する者にこの(c)の規定を適用することを義務付けられない。
- (d) 全ての公的な書類の不可侵
- (e) インテルサット事務局長については、インテルサット事務局長を除く。）については、インテルサット事務局長を除く。）に規定するものについては、インテルサット理事会
- 第五章 一般規定
- 第六条 第十二条 予防措置
- (a) インテルサットは、その安全保障のために必要なすべての措置をとる権利を留保する。
- (b) インテルサットは、その安全保全のため必要なすべての措置をとる権利を留保する。
- 第七条 締約国との協力
- インテルサット及びその職員は、裁判の正当な運営を容易にし、関係締約国の法令の遵守を確保し並びにこの議定書に定める特權及び免除の濫用を防止するため、関係締約国の権限のある当局と常に協力する。
- 第八条 第十三条 紛争の解決
- インテルサットは、締約国と、当該締約国によるこの議定書の適用に関する補足取決め及びインテルサットの能率的な運営を確保するための他の取決めを締結することができる。
- 第九条 第十四条 紛争の解決
- この議定書の解釈又は適用に関するインテルサットと締約国との間又は締約国相互の間の紛争であつて交渉又は他の合意された方法によつて解決されないものは、三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に最終的決定のため付託する。紛争の各当事者は、一方の当事者が他方の当事者に当該紛争を仲裁に付する旨の通告を行つた時から六十日以内

に一人の仲裁人を選定する。裁判長となる第三の仲裁人は、最初の二人の仲裁人により選定される。当該二人の仲裁人の選定の日(いずれか遅い方の日)から六十日以内に第三の仲裁人について合意が得られない場合には、第三の仲裁人は、国際連合事務総長によつて選定される。

#### 第六章 最終規定

##### 第十四条

1 この議定書は、千九百七十八年十一月二十日まで、インテルサット加盟国(インテルサットの本部が領域内に所在するインテルサット加盟国を除く。)による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、インテルサット事務局長に寄託する。

3 この議定書は、1に規定するインテルサット加盟国による加入のために開放しておく。加入書は、インテルサット事務局長に寄託する。

##### 第十五条

いづれのインテルサット加盟国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、この議定書のいづれの規定についても留保を付することはできる。留保は、インテルサット事務局長においてた声明により、いつでも撤回することができる。留保の撤回は、当該声明に別段の指定がない限り、インテルサット事務局長が当該声明を受領した時に効力を生ずる。

##### 第十六条

1 この議定書は、十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後に批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日の日に効力を生ずる。

##### 第十七条

1 この議定書は、協定が失効する時まで効力を

有する。

2 いづれの締約国も、インテルサット事務局長に對して書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、インテルサット事務局長が通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

3 いづれかのインテルサット加盟国が協定第十一条の規定により協定から脱退した場合には、当該インテルサット加盟国は、この議定書を廃棄したものとみなす。

##### 第十八条

1 インテルサット事務局長は、この議定書に署名し又は加入したすべての国に対し、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、この議定書の効力発生の日及びこの議定書に関する他のすべての通告を通報する。

2 インテルサット事務局長は、この議定書が効力を感じたときは、国際連合憲章第二条の規定により、この議定書を国際連合事務局に登録する。

3 英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、インテルサット事務局長に寄託するものとし、インテルサット事務局長は、その認証原本をインテルサット加盟国に送付する。

以上の証據として、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十八年五月十九日にワシントンで作成した。

千九百七十八年五月十九日にワシントンで作成した。

千九百七十八年五月十九日にワシントンで作成した。

千九百七十八年五月十九日にワシントンで作成した。

電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の第十一条(b)は、同協定の締約国がインテルサットに与える最小限の特権及び免除を規定しているが、同条(c)は、インテルサットの本部所在国は、インテルサットとの間で特権及び免除に関する本部協定を締結すること並びにその他締約国はできる限り速やかに特権及び免除に関する議定書を締結することを規定している。

インテルサットとその本部所在国であるアメリカ合衆国との間の本部協定は、昭和五十一年十一月二十四日に締結され、特権及び免除に関する議定書については、昭和五十三年五月にワシントンにおいて開催された特別会議において討議が行われ、同年五月十九日にこの議定書が作成された。

本議定書は、インテルサットの任務の能率的な遂行のため、インテルサット、その職員、インテルサット加盟国の代表等が享受する特権及び免除について規定している。

なお、本議定書は、十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずることになつており、昭和五十五年十月九日に発効要件を満たし、同日効力を生じた。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふものである。

二 本件の議決理由

我が国が本議定書を締結することは、インテルサットの任務の能率的な遂行に資するとともに、我が国とインテルサットとの協力を深めるものであり、有益と考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十六年五月十一日 外務委員長 奥田 敬和

衆議院議長 福田 一殿

条約法に関するウィーン条約の締結について承認を求めるの件

右

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十六年三月十四日

条約法に関するウィーン条約の締結について承認を求めるの件

条約法に関するウィーン条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

条約法に関するウィーン条約の締結について承認を求めるの件

理由

この条約は、条約法、すなわち、条約の締結適用、終了等に関する国際法上の規則についてその統一を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、条約の締結適用、終了等に関連して生ずる諸問題の円滑な処理が促進されることとなるとともに国際社会全般の法秩序の整備を図ることに寄与することとなる見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

この条約は、条約法、すなわち、条約の締結適用、終了等に関する国際法上の規則についてその統一を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、条約の締結適用、終了等に関連して生ずる諸問題の円滑な処理が促進されることとなるとともに国際社会全般の法秩序の整備を図ることに寄与することとなる見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

条約法に関するウィーン条約

この条約の当事国は、

国際関係の歴史における条約の基本的な役割を考慮し、  
条約が、国際法の法源として、また、国(憲法体制及び社会体制のいかんを問わない。)の間の平和的協力を發展させるための手段として、引き続  
き重要性を増しつつあることを認め、

(c) 「全権委任状」とは、国の権限のある当局の発給する文書であつて、条約文の交渉、採択若しくは確定を行うため、条約に拘束されることについての国の同意を表明するため又は条約に関するその他の行為を遂行するために国を代表する一又は二以上の者を指名しているものをいう。

(d) 「留保」とは、国が、条約の特定の規定の自國への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入の際に単独に行う声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）拘束されることに同意した国をいう。

(e) 「交渉圏」とは、条約文の作成及び採択に参加した国をいう。

(f) 「締約圏」とは、条約（効力を生じているかないかを問わない。）拘束されることに同意した国をいう。

(g) 「当事国」とは、条約に拘束されることに同意し、かつ、自國について条約の効力が生じている国をいう。

(h) 「第三国」とは、条約の当事国でない国をいう。

(i) 「国際機関」とは、政府間機関をいう。

2 この条約における用語につき規定する1の規定は、いずれの国の国内法におけるこれらの用語の用法及び意味にも影響を及ぼすものではない。

第三条 この条約の適用範囲外の国際的な合意

この条約が国と国以外の国際法上の主体との間において又は国以外の国際法上の主体の間において締結される国際的な合意及び文書の形式によらない国際的な合意については適用されないといふことは、次の事項に影響を及ぼすものではない。

(a) これらの合意の法的効力

(b) この条約に規定されている規則のうちこの  
条約との関係を離れ国際法に基づきこれらの  
合意を規律するような規則のこれらの合意に  
ついての適用

(c) 国及び國以外の国際法上の主体が当事者と  
なつてゐる国際的な合意により規律されてい  
る国との間の関係へのこの条約の適用

第四条 この条約の不溯及

この条約は、自國についてこの条約の効力が生  
じてゐる國によりその効力発生の後に締結される  
条約についてのみ適用する。ただし、この条約に  
規定されてゐる規則のうちこの条約との関係を離  
れ国際法に基づき条約を規律するような規則のい  
かなる条約についての適用も妨げるものではな  
い。

第五条 国際機関を設立する条約及び国  
際機関内において採択される条  
約

この条約は、国際機関の設立文書である条約及  
び国際機関内において採択される条約について適  
用する。ただし、当該国際機関の関係規則の適用  
を妨げるものではない。

第二部 条約の締結及び効力発生

第一節 条約の締結

第六条 國の条約締結能力

いづれの國も、条約を締結する能力を有する。

第七条 全權委任状

いづれの者も、次の場合には、条約文の採択  
若しくは確定又は条約に拘束されることについ  
ての國の同意の表明の目的のために國を代表す  
るものと認められる。

(a) 当該者から適切な全權委任状の提示があ  
る場合

(b) 当該者につきこの1に規定する目的のため  
に國を代表するものと認めかつ全權委任状の  
提示を要求しないことを関係國が意図してい

たことが関係国の慣行又はその他の状況から明らかである場合

次の方は、職務の性質により、全権委任状の提示を要求されることなく、自國を代表するものと認められる。

(a) 条約の締結に関するあらゆる行為について、元首、政府の長及び外務大臣

(b) 派遣国と接受国との間の条約の条約文の採択については、外交使節団の長

(c) 國際會議又は國際機關若しくはその内部機関における条約文の採択については、当該国際會議又は國際機關若しくはその内部機関に對し國の派遣した代表者

第八条 権限が与えられることなく行われた行為の追認

条約の締結に関する行為について國を代表する権限を有するとは前条の規定により認められない者の行つたこれらの行為は、當該國の追認がない限り、法的効果を伴わない。

第九条 条約文の採択

1 条約文は、2の場合を除くほか、その作成に参加したすべての國の同意により採択される。

2 國際會議においては、条約文は、出席しかつ投票する國の三分の二以上の多数による議決で採択される。ただし、出席しかつ投票する國が三分の二以上の多数による議決で異なる規則を適用することを決定した場合は、この限りでない。

第十条 条約文の確定

条約文は、次のいずれかの方法により真正かつ最終的なものとされる。

(a) 条約文に定められている手續又は条約文の作成に參加した國が合意する手續

(b) (a)の手續がない場合には、条約文の作成に參加した國の代表者による条約文又は条約文を含む會議の最終議定書への署名、追認を要する署名又は仮署名

第十一條 条約に拘束されることについての同意の表明の方法	
条約に拘束されることについての国の同意は、署名、条約を構成する文書の交換、批准、受諾、承認若しくは加入により又は合意がある場合には他の方法により表明することができる。	
第十二条 条約に拘束されることについての同意の署名による表明	
は、次の場合には、國の代表者の署名により表明される。	
(a) 署名が同意の表明の効果を有することを条約が定めている場合	
(b) 署名が同意の表明の効果を有することを交渉が合意したことが他の方法により認められる場合	
(c) 署名に同意の表明の効果を付与することを國が意図していることが当該國の代表者の全権委任状から明らかであるか又は交渉の過程において表明されたかのいずれかの場合	
1 の規定の適用上、	
(a) 条約文への仮署名は、交渉國の合意があると認められる場合には、条約への署名とされる。	
(b) 國の代表者による条約への追認を要する署名は、当該國が追認をする場合には、条約への完全な署名とされる。	
第十三条 条約に拘束されることについての同意の条約構成文書の交換による表明	
國の間で交換される文書により構成されている条約に拘束されることについての國の同意は、次の場合には、当該文書の交換により表明される。	
(a) 文書の交換が同意の表明の効果を有することを當該文書が定めている場合	
(b) 文書の交換が同意の表明の効果を有することを國の間で合意したことが他の方法により認められる場合	

第十四條 条約に拘束されることについての同意の批准、受諾又は承認による表明	
は、次の場合には、批准により表明される。	
1 条約に拘束されることについての国の同意は、次の場合には、批准により表明される。	
(a) 同意が批准により表明されることを条約が定めている場合	
(b) 批准を要することを交渉国が合意したこと	
(c) 國の代表者が批准を条件として条約に署名した場合	
2 条約に拘束されることについての国の同意は、批准により表明される場合	
(a) 条約に拘束されることについての國の同意が意図していることが當該國の代表者の全権委任状から明らかであるか又は交渉の過程において表明されたかのいずれかの場合	
(b) 条約に拘束されることについての國の同意は、批准により表明される場合	
第十五条 条約に拘束されることについての同意は、批准により表明される場合	
(a) 条約に拘束されることについての國の同意は、批准を要する場合	
(b) 条約に拘束されることについての國の同意は、批准を要する場合	
第十六条 批准書、受諾書、承認書又は加入書の交換又は寄託	
条約に別段の定めがない限り、批准書、受諾書、承認書又は加入書は、これらについて次のいずれの行為を行わぬようとする義務がある。	
(a) 留保が當該留保を付すことを禁止する。	
(b) 留保が當該留保を付すことを禁止してい	

第十七條 条約の一部に拘束されることについての同意及び様々な規定のうちからの特定の規定の選択	
1 条約が明示的に認めている留保については、同意は、条約が認めている場合又は他の締約国との同意がある場合のみ、有効とされる。もつて、第十九条から第二十三条までの規定の適用を妨げるものではない。	
2 様々な規定のうちからの特定の規定の選択を認めている条約に拘束されることについての國の同意は、いずれの規定に係るものであるかが明らかにされる場合にのみ、有効とされる。	
第十八條 条約の効力発生前に条約の趣旨及び目的を失わせてはならない義務	
1 条約が明示的に認めている留保については、条約に拘束されることについての國の同意は、次の場合には、加入により表明される。	
(a) 当該国が加入により同意を表明することができることを条約が定めている場合	
(b) 当該国が加入により同意を表明することができることを交渉国が合意したことが他の方法により認められる場合	
(c) 当該国が加入により同意を表明することができることをすべての当事国が後に合意した	

第十九條 留保の表明	
1 条約に別段の定めがない限り、批准書、受諾書、承認書又は加入書は、これらについて次のいずれの国も、次の場合を除くほか、条約への加入に際し、留保を付することができます。	
(a) 条約が當該留保を付すことを禁止する。	
(b) 条約が、當該留保を含まない特定の留保の	
(c) (i) 及び(ii)の場合以外の場合において、当該留保が条約の趣旨及び目的と両立しないものであるとき。	
2 第二十條 留保の受諾及び留保に対する異議	
1 条約が明示的に認めている留保については、条約に別段の定めがない限り、他の締約国による受諾を要しない。	
2 すべての当事国間で条約を全体として適用することが条約に拘束されることについての各当事国の同意の不可欠の条件であることが、交渉国数が限定されていること並びに条約の趣旨及び目的から明らかである場合には、留保については、すべての当事国による受諾を要する。	
3 条約が国際機関の設立文書である場合には、留保については、条約に別段の定めがない限り、当該国際機関の権限のある内部機関による受諾を要する。	
4 1から3までの場合以外の場合には、条約に別段の定めがない限り、	
(a) 留保を付した国は、留保を受諾する他の締約国との間ににおいては、条約がこれらの国との双方について効力を生じているときはその受諾の時に、条約がこれらの国との双方又は一方について効力を生じていないときは双方について効力を生ずる時に、条約の当事国間係に入れる。	
(b) 留保に対し他の締約国が異議を申し立てることにより、留保を付した国と当該他の締約国との間における条約の効力発生が妨げられることはない。ただし、当該他の締約国が別段の意図を明確に表明する場合は、この限りでない。	
(c) 条約に拘束されることについての國の同意により、留保を付した国と当該他の締約国との間における条約の効力発生が妨げられることはない。ただし、当該他の締約国が別段の意団を明確に表明する場合は、この限りでない。	



いて拘束する。

第三十条 同一の事項に関する相前後する条約の適用

- 国際連合憲章第百三条の規定が適用されるとを条件として、同一の事項に関する相前後する条約の当事国の権利及び義務は、2からまでの規定により決定する。
- 条約が前の若しくは後の条約に従うものであること又は前の若しくは後の条約と両立しないものとみなしてはならないことを規定している場合には、当該前の又は後の条約が優先する。
- 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定による条約の終了又は運用停止がされていないときは、条約は、後の条約と両立する限度においてのみ、適用する。
- 双方の条約の当事国である國においては、3の規則と同一の規則を適用する。
- 双方の条約の当事国である國といすれかの条約のみの当事国である國との間においては、これらの國が共に当事国となつてゐる条約が、これらの國の相互の権利及び義務を規律する。

5 4の規定は、第四十一条の規定の適用を妨げるものではなく、また、第六十条の規定による条約の終了又は運用停止の問題及びいづれかの

いて拘束する。

### 第三十条 同一の事項に関する相前後する条約の適用

1 國際連合憲章第百三条の規定が適用されるとを条件として、同一の事項に関する相前後する条約の当事国の権利及び義務は、2からまでの規定により決定する。

2 条約が前の若しくは後の条約に従うものであること又は前の若しくは後の条約と両立しないものとみなしてはならないことを規定している場合には、当該前の又は後の条約が優先する。

3 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

4 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

5 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

6 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

7 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

8 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

9 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

10 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

11 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

12 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

13 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

14 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

15 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

16 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

17 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

18 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

国が条約により他の国に対し負つてゐる義務に反することとなる規定を有する他の条約を締結し又は適用することから生ずる責任の問題に影響を及ぼすものではない。

### 第三節 条約の解釈

1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

2 条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、次のものを含める。

3 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意

4 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

5 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

6 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

7 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

8 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

9 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

10 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

11 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

12 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

13 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

14 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

15 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

16 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

17 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

18 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

19 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

20 条約の当事国すべてが後の条約の当事国となつてゐる場合において、第五十九条の規定によつては意味がない。

該特別の意味を有する。

### 第三十二条 解釈の補足的な手段

前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するた

め、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができ

る。

1 前条の規定による解釈によつては意味があいまい又は不明確である場合

に反した又は不合理な結果がもたらされる場

合

2 前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場

合

3 条約について二以上の言語により確定がされた条約の解釈

4 条約について二以上の言語により確定がされた場合には、それぞれの言語による条約文がひとしく権威を有する。ただし、相違があるときは特定の言語による条約文によることを条約が定めている場合又はこのことについて当事国が合意する場合は、この限りでない。

5 条約の解釈又は適用につき当事国間で後にされた合意

6 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国間の合意を確立するもの

7 当事国間の関係において適用される国際法の関連規則

8 用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、當

9 1の規定に従い特定の言語による条約文によることを除くほか、各正文の比較により、第三

10 1の規定により権利行使する国は、當該権

い意味の相違があることが明らかとなつた場合には、条約の趣旨及び目的を考慮した上、すべての正文について最大の調和が図られる意味を採用する。

### 第三十四条 第三国に関する一般的な規則

前条の規定により当該第三國の義務又は権利を当該第三國の同意なしに創設することはない。

1 条約は、第三國の義務又は権利を当該第三國の同意なしに創設することはない。

2 第三十五条 第三国の義務について規定している条約

3 いすれの第三國も、条約の当事国が条約のいすれかの規定により当該第三國に義務を課すこと

を意図しており、かつ、当該第三國が書面により当該義務を明示的に受け入れる場合には、当該規定に係る当該義務を負う。

4 いすれの第三國も、条約の当事国が条約のいすれかの規定により当該第三國若しくは当該第三國の属する國の集団に対し又はいすれの国に對しても権利を与えることを意図しており、かつ、当該第三國が同意する場合には、当該規定に係る当該権利を取得する。同意しない旨の意思表示がない限り、第三國の同意は、存在するものと推定される。ただし、条約別段の定めがある場合は、この限りでない。

5 1の規定により権利行使する国は、當該権

い意味の相違があることが明らかとなつた場合

には、条約の趣旨及び目的を考慮した上、すべての正文について最大の調和が図られる意味を

採用する。

### 第四節 条約と第三国

前条の規定により当該第三國の義務又は権利を当該第三國の同意なしに創設することはない。

1 条約は、第三國の義務又は権利を当該第三國の同意なしに創設することはない。

2 第三十五条 第三国の義務について規定している条約

3 いすれの第三國も、条約の当事国が条約のいすれかの規定により当該第三國に義務を課すこと

を意図しており、かつ、当該第三國が書面により当該義務を明示的に受け入れる場合には、当該規定に係る当該義務を負う。

4 いすれの第三國も、条約の当事国が条約のいすれかの規定により当該第三國若しくは当該第三國の属する國の集団に対し又はいすれの国に對しても権利を与えることを意図しており、かつ、当該第三國が同意する場合には、当該規定に係る当該権利を取得する。同意しない旨の意思表示がない限り、第三國の同意は、存在するものと推定される。ただし、条約別段の定めがある場合は、この限りでない。

5 1の規定により権利行使する国は、當該権

利の行使につき、条約に定められている条件又は条約に合致するものとして設定される条件を遵守する。

### 第三十七条 第三国の義務又は権利についての撤回又は変更

第三十五条の規定によりいずれかの第三国が義務を負っている場合には、条約の当事国及び当該第三国の同意があるときに限り、当該義務についての撤回又は変更をすることができる。

ただし、条約の当事国及び当該第三国が別段の合意をしたと認められる場合は、この限りでない。

### 第二 前条の規定によりいずれかの第三国が権利を取得している場合において、当該第三国の同意なしに当該権利についての撤回又は変更をすることができないことが意図されていたと認められるときは、条約の当事国は、当該権利についての撤回又は変更をすることができない。

第三十八条 国際慣習となることにより第三国を拘束することとなる条約の規則

第三十四条から前条までの規定のいずれも、条約に規定されている規則が国際法の慣習的規則となる。

認められるものとして第三国を拘束することとなることを妨げるものではない。

### 第四部 条約の改正及び修正

#### 第三十九条 条約の改正に関する一般的な規則

条約は、当事国の間の合意によって改正することができる。当該合意については、条約に別段の定めがある場合を除くほか、第二部に定める規則を適用する。

第四十条 多数国間の条約の改正

1 多数国間の条約の改正は、当該条約に別段の定めがない限り、2から5までの規定により規律する。

2 多数国間の条約をすべての当事国間で改正するための提案は、すべての締約国に通告しなければならない。各締約国は、次のこととに参加すればならない。各締約国は、次のこととに参加する権利を有する。

- (a) 当該提案に関してとられる措置についての決定
- (b) 当該条約を改正する合意の交渉及び締結

3 条約の当事国となる資格を有するいずれの国も、改正がされた条約の当事国となる資格を有する。

4 条約を改正する合意は、既に条約の当事国となつてゐる国であつても当該合意の当事者とならないものについては、拘束しない。これらの国については、第三十条4(b)の規定を適用する。

### 第五部 条約の無効、終了及び運用停止

#### 第一節 総則

1 条約の有効性及び条約に拘束されることについての國の同意の有効性は、この条約の適用によつてのみ否認することができる。

2 条約を修正する合意を締結することができる当事国は、当該合意を締結する意図及び当該合意による修正を他の当事国に通告する。ただし、1(a)の場合において条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 条約を修正する合意に拘束されていない条約の当事国との関係においては、改正がされていない条約の当事国とみなす。

### 第四十一条 多数国間の条約を一部の当事国間ににおいてのみ修正する合意

1 多数国間の条約の二以上の当事国は、次の場合には、条約を当該二以上の当事国間においてのみ修正する合意を締結することができる。

#### 第二節 力の存続

1 条約の有効性及び条約に拘束されることについての國の同意の有効性は、この条約の適用によつてのみ否認することができる。

2 条約の終了若しくは廢棄又は条約からの当事国の脱退は、条約又はこの条約の適用によつてのみ行うことができる。条約の運用停止についても、同様とする。

(i) 条約に基づく他の当事国による権利の享有又は義務の履行を妨げるものでないこと。

(ii) 逸脱を認めれば条約全体の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないこととなる条約の規定に関するものでないこと。

### 第四十三条 条約との関係を離れ国際法

に基づいて課される義務

この条約又は条約の適用によりもたらされる条約の無効、終了若しくは廃棄、条約からの当事国の脱退又は条約の運用停止は、条約に規定されて

いる義務のうち条約との関係を離れても国際法に基づいて課されるような義務についての国の履行の責務に何ら影響を及ぼすものではない。

### 第四十四条 条約の可分性

1 条約を廃棄し、条約から脱退又は条約の運用を停止する当事国の権利であつて、条約に定

めるもの又は第五十六条の規定に基づくものは、条約全体についてのみ行使することができ。ただし、条約に別段の定めがある場合又は当事国が別段の合意をする場合は、この限りでない。

2 条約の無効若しくは終了、条約からの脱退又は条約の運用停止の根拠としてこの条約において認められるものは、3から5まで及び第六十条に定める場合を除くほか、条約全体についてのみ援用することができる。

3 2に規定する根拠が特定の条項にのみ係るものであり、かつ、次の条件が満たされる場合に

は、当該根拠は、当該条項についてのみ援用することができる。

(a) 当該条項がその適用上条約の他の部分から分離可能なものであること。

(b) 当該条項の受諾が条約全体に拘束されることについての他の当事国の同意の不可欠の基礎を成すものでなかつたことが、条約自体から明らかであるか又は他の方法によつて確認されたかのいずれかであること。

(c) 条約の他の部分を引き続き履行することとしても不当ではないこと。

### 第四十九条及び第五十条の場合には、詐欺又

は買収を根拠として援用する権利を有する国は、条約全体についてこの権利を行使することができるものとし、特定の条項のみについても、3の規定に従うことを条件として、この権利を行使することができる。

5 第五一条から第五十三条までの場合には、条約の分割は、認められない。

第四十五条 条約の無効若しくは終了、条約からの脱退又は条約の運用停止の根拠を援用する

いづれの国も、次条から第五十条までのいづれ

か、第六十条又は第六十二条の規定に基づき条約を無効にし若しくは終了させ、条約から脱退又

ることを了知した上で次のことを行つた場合は、当該根拠を援用することができない。

(a) 条約が有効であること、条約が引き続き効力有すること又は条約が引き続き運用されることについての明示的な同意

(b) 条約の有効性、条約の効力の存続又は条約の運用の継続を默認したとみなされるような行為

### 第二節 条約の無効

第四十六条 条約を締結する権能に関する国内法の規定

1 いづれの国も、条約についての錯誤が、条約の締結の時に存在すると自國が考えていた事実又は事態であつて条約に拘束されることについての自國の同意の不可欠の基礎を成していた事実又は事態に係る錯誤である場合には、当該錯誤を条約に拘束されることについての自國の同意を無効にする根拠として援用することができない。ただし、違反が明白でありかつ基本的な重要性を有する国内法の規則に係るものである場合は、この限りでない。

### 第四十八条 錯誤

2 1の規定は、国が自らの行為を通じて当該錯誤の発生に寄与した場合又は国が何らかの錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に

的に明らかであるような場合には、明白であるとされる。

### 第四十七条 国の同意を表明する権限に対する特別の制限

特定の条約に拘束されることについての国の同意を表明する代表者の権限が特別の制限を付して与えられている場合に代表者が当該制限に従わなかつたという事実は、当該制限が代表者による同意の表明に先立つて他の交渉国に通告されていない限り、代表者によつて表明された同意を無効にする根拠として援用することができない。

2 1の規定は、国が自らの行為を通じて当該錯誤の発生に寄与した場合又は国が何らかの錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に

置かれていた場合には、適用しない。

- 3 条約文の字句のみに係る錯誤は、条約の有効性に影響を及ぼすものではない。このような錯誤については、第七十九条の規定を適用する。

#### 第四十九条 詐欺

いづれの国も、他の交渉国との詐欺行為によつて条約を締結することとなつた場合には、当該詐欺を条約に拘束されることについての自国の同意を無効にする根拠として援用することができる。

#### 第五十条 国の代表者の買収

いづれの国も、他の交渉国が直接又は間接に自国の同意が、他の交渉国が直接又は間接に自國の代表者を買収したこととなつた場合には、その買収を条約に拘束されることについての自国の同意を無効にする根拠として援用することができる。

#### 第五十一条 国の代表者に対する強制

条約に拘束されることについての自国の同意の表明は、当該国に対する行為又は脅迫による強制の結果行われたものである場合には、いかなる法的効果も有しない。

#### 第五十二条 武力による威嚇又は武力の行使による国に対する強制

行使による国に対する強制

国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する武力による威嚇又は武力の行使の結果締結された条約は、無効である。

- 第五十三条 一般国際法の强行規範に抵触する条約は、無効である。この条約の適用上、一般国際法の强行規範とは、いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によつてのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範をいう。

#### 第五十四条 条約の終了及び運用停止

条約又は当事国の同意に基づく条約の終了又は条約から脱退する場合には、いかなる時点においても停止することができます。もつとも、当事国となつていなき締約国は、事前に協議を受ける。

#### 第五十五条 多数国間の条約の効力発生

- 第五十七条 条約又は当事国の同意に基づく条約の運用停止
- (a) 条約に基づく場合
- (b) すべての当事国の同意がある場合。この場合には、いかなる時点においても停止することができます。もつとも、当事国となつていなき締約国は、事前に協議を受ける。

#### 第五十六条 終了、廃棄又は脱退

条約を除くほか、これを廃棄し、又はこれから脱退することができない。

#### 第五十七条 多数国間の条約の一部の当事国との間のみの合意による条約の運用停止

1 多数国間の条約の二以上の当事国は、次の場合は、条約の運用を一時的にかつ当該二以上の当事国との間においてのみ停止する合意を締結することができる。

#### 第五十八条 多数国間の条約の一の当事国との間のみの合意による条約の運用停止

1 多数国間の条約の二以上の当事国は、次の場合は、条約の運用を一時的にかつ当該二以上の当事国との間においてのみ停止する合意を締結することができる。

#### 第五十九条 条約の終了及び運用停止

条約の終了又は条約からの当事国の脱退は、次のいずれかの場合に行なうことができる。

#### 第六十条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十二条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十三条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十四条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十五条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十六条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十七条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十八条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第六十九条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十二条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十三条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十四条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十五条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十六条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十七条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十八条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第七十九条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十二条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十三条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十四条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十五条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十六条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十七条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十八条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第八十九条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十二条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十三条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十四条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十五条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十六条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十七条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十八条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第九十九条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百五条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百六条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百七条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百八条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百九条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十二条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十三条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十四条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十五条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十六条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十七条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十八条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百十九条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十二条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十三条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十四条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十五条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十六条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十七条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十八条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百二十九条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十二条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十三条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十四条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十五条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十六条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十七条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十八条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百三十九条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十一条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

(a) 条約に基つく場合

#### 第一百四十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 条約に基つく場合

有又は義務の履行を妨げるものでない」と。

- (ii) 条約の趣旨及び目的に反することとなるものでないこと。  
 2 条約の運用を停止する合意を締結する意図を有する当事国は、当該合意を締結する意図及びその運用を停止することとしている条約の規定を他の当事国に通告する。ただし、1(a)の場合において条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

### 第五十九条 後の条約の締結による条約の終了又は運用停止

- 1 条約は、すべての当事国が同一の事項に関し後の条約を締結する場合において次のいずれかの条件が満たされるときは、終了したものとみなす。  
 (a) 当事国が当該事項を後の条約によつて規律することを意図していたことが後の条約自体から明らかであるか又は他の方法によつて確認されるかのいずれかであること。  
 (b) 条約と後の条約とが著しく相いれないものであるためこれらの条約を同時に適用することができないこと。

2 当事国が条約の運用を停止することのみを意図していたことが後の条約自体から明らかである場合又は他の方法によつて確認される場合に、条約は、運用を停止されるにとどまるものでない」と。

- 3 第六十一条 条約違反の結果としての条約の終了又は運用停止

- 1 二国間の条約につきその一方の当事国による重大な違反があつた場合には、他方の当事国は、当該違反を条約の終了又は条約の全部若しくは一部の運用停止の根拠として援用することができる。

- 2 多数国間の条約につきその一の当事国による重大な違反があつた場合には、  
 (a) 条約の否定であつてこの条約により認められないもの  
 (b) 条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反

- 3 この条の規定の適用上、重大な条約違反とは、次のものをいう。

- 4 1から3までの規定は、条約違反があつた場合に適用される当該条約の規定に影響を及ぼすものではない。

- 5 1から3までの規定は、人道的性格を有する条約に定める身体の保護に関する規定、特にこのような条約により保護される者に対する報復(形式のいかんを問わない。)を禁止する規定について、適用しない。

6、当該違反を条約の全部又は一部の運用停止の根拠として援用することができる。

- (c) 条約の性質上、一の当事国による重大な違反が条約に基づく義務の履行の継続についてのすべての当事国の立場を根本的に変更するものであるときは、当該違反を行つた国以外の当事国は、当該違反を自国につき条約の全般又は一部の運用を停止する根拠として援用することができる。履行不能は、一時的なものである場合には、当事国は、当該履行不能を条約の終了又は条約からの脱退の根拠として援用することができる。

7、当該違反を条約の全部又は一部の運用停止の根拠として援用することができる。

- 1 条約の実施に不可欠である対象が永久的に消滅し又は破壊された結果条約が履行不能となつた場合には、当事国は、当該履行不能を条約の終了又は条約からの脱退の根拠として援用することができる。履行不能は、一時的なものである場合には、当事国は、当該履行停止の根拠としてのみ援用することができる。

- 2 当事国は、条約に基づく義務についての自国との違反又は他の当事国に対し負つてゐる他の国際的義務についての自国の違反の結果条約が履行不能となつた場合には、当該履行不能を条約の終了、条約からの脱退又は条約の運用停止の根拠として援用することができない。

- 3 第六十二条 事情の根本的な変化

- 1 条約の締結の時に存在していた事情につき生じた根本的な変化が当事国の予見しなかつたものである場合には、次の条件が満たされない限り、当該変化を条約の終了又は条約からの脱退の根拠として援用することができない。  
 (a) 当該事情の存在が条約に拘束されることについての当事国の同意の不可欠の基礎を成していたこと。

## (外) 報 紙 号

(b) 当該変化が、条約に基づき引き続き履行しなければならない義務の範囲を根本的に変更する効果を有するものであること。

2 事情の根本的な変化は、次の場合には、条約の終了又は条約からの脱退の根拠として援用することができる。

(a) 条約が境界を確定している場合

(b) 事情の根本的な変化が、これを援用する当事国による条約に基づく義務についての違反又は他の当事国に対し負つている他の国際的な義務についての違反の結果生じたものである場合

用に不可欠である場合は、この限りでない。

## 第六十四条 一般国際法の新たな強行規範の成立

一般国際法の新たな強行規範が成立した場合には、当該強行規範に抵触する既存の条約は、効力を失い、終了する。

## 第四節 手続

## 第六十五条 条約の無効若しくは終了、条約からの脱退又は条約の運用停止に関する手続

1 条約の当事国は、この条約に基づき、条約に拘束されることについての自国の同意の瑕疵を援用する場合又は条約の有効性の否認、条約の当事国からの条約の履行の要求又は条約についての違反の主張に対する回答として、1の通告を行ふことを妨げられない。

2 第四十五条の規定が適用される場合を除くほか、1の通告を行つていなければ、他の当事国からの条約の履行の要求又は条約についての違反の主張に対する回答として、1の通告を行ふことを妨げられない。

## 第六十六条 司法的解決、仲裁及び調停の手続

1 第六十五条の通告は、書面によつて行わなければならない。

2 条約の規定又は第六十五条2若しくは3の規定に基づく条約の無効の宣言、条約の終了、条約からの脱退又は条約の運用停止は、他の当事国に文書を伝達することにより実施に移される。文書に元首、政府の長又は外務大臣の署名がない場合には、文書を伝達する国の代表者は、全権委任状の提示を要求されることがある。

条約の当事国との間の外交関係又は領事関係の断絶は、当事国間に当該条約に基づき確立されている法的関係に影響を及ぼすものではない。ただし、外交関係又は領事関係の存在が当該条約の適

を行つた当事国は、とろうとする措置を第六十

七条に定めるところにより実施に移すことができる。

3 他のいずれかの当事国が異議を申し立てた場合には、通告を行つた当事国及び当該他のいず

れかの当事国は、国際連合憲章第三十三条规定により解決を求める。

(b) この部の他の規定の適用又は解釈に関する紛争の当事者のいずれも、国際連合事務総長に対し要請を行うことにより、附属書に定める手続を開始させることができる。

## 第六十七条 条約の無効を宣言し、条約を終了させ、条約から脱退させ又は条約の運用を停止させる文書

1 第六十五条の通告は、書面によつて行わなければならない。

2 第六十五条の規定が適用された場合において、異議が申し立てられた日の後十二箇月以内に何らの解決も得られなかつたときは、次の手続に従う。

(a) 第五十三条又は第六十四条の規定の適用又は解釈に関する紛争の当事者のいずれも、国

第六十八条 第六十五条及び前条に規定する通告及び文書の撤回

第六十五条及び前条に規定する通告又は文書は、効果を生ずる前にいつでも撤回することができる。

第五節 条約の無効、終了又は運用停止の効果

1 この条約によりその有効性が否定された条約は、無効である。無効な条約は、法的効力を有しない。

第六十九条 条約の無効の効果

2 この条約によりその有効性が否定された条約は、無効である。無効な条約は、法的効力を有しない。

(a) いづれの当事国も、他の当事国に対し、当該行為が行われなかつたとしたならば存在していなかったであろう状態を相互の関係においてできる限り確立するよう要求することができ  
る。

(b) 条約が無効であると主張される前に誠実に行われた行為は、条約が無効であることのみを理由として違法とされることはない。

3 第四十九条から第五十二条までの場合には、2の規定は、詐欺、買収又は強制を行つた当事

国については、適用しない。

4 多数国間の条約に拘束されることについての特定期の同意が無効とされた場合には、1から3までに定める規則は、当該特定の国と条約の当事国との関係において適用する。

第七十条 条約の終了の効果

1 条約に別段の定めがある場合及び当事国が別段の合意をする場合を除くほか、条約又はこの条約に基づく条約の終了により、

(a) 当事国は、条約を引き続き履行する義務を免除される。

(b) 条約の終了前に条約の実施によつて生じていた当事国の権利、義務及び法的状態は、影響を受けない。

(c) 条約の終了後に、一般国際法の新たな強行規範に抵触しない限度においてのみ維持することができる。

第七十二条 条約の運用停止の効果

1 条約に別段の定めがある場合及び当事国が別段の合意をする場合を除くほか、条約又はこの条約に基づく条約の運用停止により、

適用する。

第七十三条 国家承継、国家責任及び敵対行為の発生の場合

(a) 第六十四条の規定により効力を失い、終了するとされた条約については、その終了により、

第六部 雜則

(a) 一般国際法の強行規範に抵触する規定に依拠して行つた行為によりもたらされた結果をできる限り除去すること。

(b) 当事国の相互の関係を一般国際法の強行規範に適合したものとする。

2 第六十四条の規定により効力を失い、終了するとされた条約については、その終了により、

第七十三条 国家承継、国家責任及び領事関係と条約の締結

(a) 当事国は、条約を引き続き履行する義務を免除される。

(b) 条約の終了前に条約の実施によつて生じていた当事国の権利、義務及び法的状態は、影響を受けない。ただし、これらの権利、義務及び法的状態は、条約の終了後は、一般国際法の新たな強行規範に抵触しない限度においてのみ維持することができる。

第七十四条 外交関係及び領事関係と条約の締結

この条約は、国家承継、國の國際責任又は國の間の敵對行為の發生により条約に関連して生ずるいかなる問題についても予断を下しているものではない。

第七十五条 侵略を行つた国の場合

この条約は、侵略を行つた国が、当該侵略に関する条約の無効により無効であると、領事関係につきいかなる影響も及ぼさない。

(a) 運用が停止されている関係にある当事国は、運用停止の間、相互の関係において条約を履行する義務を免除される。

(b) 当事国間に条約に基づき確立されているいづれかの条約に関連して負うことのある義務に

法的関係は、(a)の場合を除くほか、いかなる影響も受けない。

2 当事国は、運用停止の間、条約の運用の再開を妨げるおそれのある行為を行わないようにしなければならない。

第八章

附則

影響を及ぼすものではない。

### 第七部 寄託者、通告、訂正及び登録

#### 第七十六条 条約の寄託者

1 交渉国は、条約において又は他の方法により条約の寄託者を指定することができる。寄託者は、国（その数を問わない）、国際機関又は国際機関の主たる行政官のいずれであるかを知らない。

2 条約の寄託者の任務は、国際的な性質を有するものとし、寄託者は、任務の遂行に当たり公平に行動する義務を負う。特に、この義務は、条約が一部の当事国の間においては効力を生じていないという事実又は寄託者の任務の遂行に関し、いづれかの国と寄託者との間に意見の相違があるという事実によって影響を受けることがあつてはならない。

#### 第七十七条 寄託者の任務

1 寄託者は、条約に別段の定めがある場合及び締約国が別段の合意をする場合を除くほか、特に次の任務を有する。

- 条約の原本及び寄託者に引き渡された全権委任状を保管すること。
- 条約の原本の認証謄本及び条約の要求する

他の言語による条約文を作成し、これらを当該国及び当事国となる資格を有する国に送付すること。

#### 第七十八条 通告及び通報

(a) 条約への署名を受け付けること並びに条約に関連する文書、通告及び通報を受領しかつて保管すること。

(b) 条約への署名又は条約に関連する文書、通告若しくは通報が正式な手続によるものであるかを検討し、必要な場合には関係国に注意を喚起すること。

(c) 条約に関連する行為、通告及び通報を当事国及び当事国となる資格を有する国に通知すること。

(d) 通告又は通報のあてられている国が受領した時又は場合により寄託者が受領した時に行われたものとみなす。

(e) 寄託者に送付される場合には、通告又は通報のあてられている国が前条1(e)の規定による寄託者からの通知を受けた時に当該国によって受領されたものとみなす。

(f) 条約の効力発生に必要な数の署名、批准書、受諾書、承認書又は加入書の受付又は寄託の日を当事国となる資格を有する国に通知すること。

#### 第七十九条 条約文又は認証謄本における誤りの訂正

(g) 國際連合事務局に条約を登録すること。

- 寄託者の任務の遂行に關し、いづれかの国と寄託者との間に意見の相違がある場合には、寄託者は、この場合の問題につき、署名国及び締約者は、この場合の問題につき、署名国及び締約

国又は適当なときは関係国際機関の権限のある内部機関の注意を喚起する。

#### 第七十八条 通告及び通報

条約又はこの条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づいていづれの国の行う通告又は通報も、

(a) 寄託者がない場合には通告又は通報があつて、寄託者がある場合には寄託者に送付する。

(b) 通告又は通報のあてられている国が受領した時又は場合により寄託者が受領した時に行われたものとみなす。

(c) 寄託者に送付される場合には、通告又は通報のあてられている国が前条1(e)の規定による寄託者からの通知を受けた時に当該国によって受領されたものとみなす。

(d) 定められた期限内に異議が申し立てられなかつたときは、条約文の訂正を行い、これにつき仮署名するとともに訂正の調書を作成し、その写しを当事国及び当事国となる資格を有する国に送付する。

(e) 定められた期限内に異議が申し立てられたときは、これを署名国及び締約国に通報する。

(f) 1及び2に定める規則は、条約文が二以上の言語により確定されている場合において、これらの言語による条約文が符合していないことが

(a) 条約文について適當な訂正を行い、正当な権限を有する代表者がこれにつき仮署名すること。

(b) 合意された訂正を記載した文書を作成し又は交換すること。

(c) 訂正済みの条約文全体を原本の作成手続と同一の手続によつて作成すること。

2 寄託者のある条約の場合には、寄託者は、誤り及び誤りを訂正する提案を署名国及び締約国に通告し、かつ、これらの国が提案された訂正に対し異議を申し立てることができる適當な期限を定めるものとし、

(a) 定められた期限内に異議が申し立てられなかつたときは、条約文の訂正を行い、これにつき仮署名するとともに訂正の調書を作成し、その写しを当事国及び当事国となる資格を有する国に送付する。

(b) 定められた期限内に異議が申し立てられたときは、これを署名国及び締約国に通報する。

(c) 1及び2に定める規則は、条約文が二以上の言語により確定されている場合において、これらの言語による条約文が符合していないことが

## 官報(号外)

明らかにされかつ署名国及び締約国がこれらを符合させるよう訂正することを合意するときに、適用する。

4 訂正された条約文は、署名国及び締約国が別段の決定をしない限り、誤りがあつた条約文に当りから代わる。

5 登録された条約の条約文の訂正は、国際連合事務局に通告する。

6 条約の認証原本に誤りが発見された場合には、寄託者は、訂正の調書を作成し、その写しを署名国及び締約国に送付する。

第八十条 条約の登録及び公表

1 条約は、効力発生の後、登録又は記録のため及び公表のため国際連合事務局に送付する。

2 寄託者が指定された場合には、寄託者は、1の規定による行為を遂行する権限を与えたものとする。

## 第八部 最終規定

## 第八十一条 署名

この条約は、千九百六十九年十一月三十日までオーストリア共和国連邦外務省において、その後千九百七十年四月三十日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、国際連合、いずれ

かの専門機関又は国際原子力機関のすべての加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の当事国となるよう国際連合総会が招請したその他の国による署名のために開放しておく。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証據として、下名の全権委員は、それぞ

の専門機関又は国際原子力機関のすべての加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の当事国となるよう国際連合総会が招請したその他の国による署名のために開放しておく。

した。

第八十二条 批准

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証據として、下名の全権委員は、それぞ

の専門機関又は国際原子力機関のすべての加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の当事国となるよう国際連合総会が招請したその他の国による署名のために開放しておく。

した。

千九百六十九年五月二十三日にウィーンで作成

した。

国際連合事務総長は、1に規定する名簿に記載された者又は国際法委員会の委員のうちから議長を任命することができる。任命を行うためのいずれの期間も、紛争の当事者の間の合意によって延長することができる。

調停人が欠けたときは、当該調停人の任命の場合と同様の方法によつて空席を補充する。

調停委員会は、その手続を決定する。調停委員会は、紛争の当事者の同意を得て、条約の当事国に対しその見解を口頭又は書面により調停委員会に提示するよう要請することができる。

## 官報号外

提出し、かつ、紛争の当事者に送付する。事実又は法律問題に關し報告に記載されている結論を含め、報告は、紛争の当事者を拘束するものではなく、また、紛争の友好的な解決を容易にするために当事者の検討に付される勧告としての性質以外のいかなる性質も有しない。

7 国際連合事務総長は、調停委員会に対しその経費は、国際連合が負担する。

必要とする援助及び便宜を与える。調停委員会は、本条約は、当該国家について、この条約の効力が発生した後に締結される条約についてのみ適用する。

(1) 本条約は、国家間の条約に適用する。  
 諸若しくは承認又は加入に際し、留保を付すことができる。ただし、条約が禁止している留保、条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、付すことができない。

(2) 条約が明示的に認めている留保以外の諸を要する。

(1) いづれの国も条約を締結する能力を有する。

(2) 条約文の採択は、原則として参加したすべての国の同意によつて行われ、国際会議では、通常出席して投票する国三分の一以上の多数の議決によつて行われる。

(3) 留保は、原則としていつでも撤回することができる。

3 条約の効力発生及び暫定的適用  
 (1) 条約は、条約が規定する日又は交渉国が合意する日に効力を生ずる。

(2) 条約は、交渉国の合意等があつた場合には、条約が効力を生ずるまでの間、暫定的に適用され、条約の当事国とならぬ意図を通告した場合には、終了する。

4 調停委員会は、紛争の友好的な解決を容易にすると考えられる措置について紛争の当事者の注意を喚起することができる。

5 調停委員会は、紛争の友好的な解決を図るため、紛争の当事者からの意見の聴取、紛争の当事者の主張及び異議の審理並びに紛争の当事者に対する提案を行う。

6 調停委員会は、その設置の日から十二箇月以内に報告を行う。報告は、国際連合事務総長に

一 本件の要旨及び目的  
 条約についてその締結、適用、終了等を律する国際法の規則は、従来、主として国際慣習法として形成されてきたが、戦後、条約の数が増加し、その内容が複雑化してきたことに伴い、条約法の法典化及び漸進的発達の必要性が認識されるに至った。

このため、国際連合の下に設置された国際法委員会によつて採択された条約草案を原案として、若しくは加入、あるいはその他の当事国

(3) 条約に拘束される國の同意は、署名、  
 条約構成文書の交換、批准、受諾、承認  
 定的に適用され、条約の当事国とならぬ意図を通告した場合には、終了する。

て、昭和四十三年及び昭和四十四年の二会期にわたつて、国際連合の主催による全権代表会議がウイーンで開催され、審議を行つた結果、昭和四十四年五月二十三日本条約が作成された。

本条約の主な内容は次のとおりである。

2 留保

の合意する方法によつて表明される。

(4) いづれの国も、条約に署名し、又は条約構成文書を交換した場合には、条約の効力発生前に条約の趣旨及び目的を失わせてはならない義務がある。



## 業務災害の場合における給付に関する条約

(第百二十一号)付表一(職業病の一覧表)の改正の受諾について承認を求めるの件

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)付表一(職業病の一覧表)の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 理由

この改正は、業務災害の場合における給付に関する

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)付表一(職業病の一覧表)の改正

付表一を次のように改める。

付表一 職業病の一覧表(千九百八十年改正)

職業病	危険にさらされる作業(注)
1 組織硬化性の鉱物性粉じんによるじん肺(けい肺、炭けい肺、石綿肺)及びけい肺結核けい肺が労働不能又は死亡の主たる原因である場合に限る。)	当該危険にさらされるすべての作業
2 超硬合金の粉じんによる気管支肺疾患(ビシリノーゼ)又は亞麻、大麻若しくはサザル麻の粉じんによる気管支肺疾患	(右に同じ。)
3 純のうち感作性物質又は刺激性物質として認められている物質による職業性ぜん息	(右に同じ。)
4 作業工程におけるその存在が不可避な物質のうち感作性物質又は刺激性物質として認められている物質による外因性アレルギー性肺胞炎及びその続発症であつて、国内の法令で定めるもの	(右に同じ。)

6 ベリリウム又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
7 カドミウム又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
8 マンガン又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
9 鉛又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
10 マンガン又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
11 フッ素又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
12 二硫化炭素による疾病	(右に同じ。)
13 脂肪族又は芳香族の炭化水素の毒性ハロゲン誘導体による疾病	(右に同じ。)
14 ベンゼン又はその毒性同族体による疾病	(右に同じ。)
15 ベンゼン又はその同族体の毒性ニトロ誘導体及び毒性アミノ誘導体による疾病	(右に同じ。)
16 ニトログリセリンその他の硝酸エスチルによる疾病	(右に同じ。)
17 ハロゲン誘導体による疾病	(右に同じ。)
18 ベンゼン又はその毒性同族体による疾病	(右に同じ。)
19 ベンゼン又はその同族体の毒性ニトロ誘導体及び毒性アミノ誘導体による疾病	(右に同じ。)
20 アルコール、グリコール又はケトンによる疾病	(右に同じ。)
21 窒息性物質(一酸化炭素、シアン化水素又はその毒性誘導体、硫化水素)による疾病	(右に同じ。)
22 騒音による難聴	(右に同じ。)
23 振動による疾病(筋肉、腱、骨、関節)	(右に同じ。)
24 末梢血管又は末梢神経の障害	(右に同じ。)
25 高圧空気下における作業による疾病	(右に同じ。)
26 電離放射線による皮膚疾患	(右に同じ。)
27 物理的、化学的又は生物学的な因子で他に掲げられていないものによる皮膚疾患	(右に同じ。)
28 石綿による肺がん又は中皮腫	(右に同じ。)

(b) 動物診療に関する作業	(右に同じ。)
(a) 保健又は試験研究に関する作業	(右に同じ。)

職業病の範囲は、産業技術の進歩等に伴い変化するものであり、条約を採択したILO第4回総会においても、最新の情報を考慮して付表Iの改正問題を将来の総会の議題とすることを要請する旨の決議が採択され、その後もILO総会において同趣旨の決議が採択された。

昭和三十九年の国際労働機関（以下「ILO」という。）の第四十八回総会において採択された業務災害の場合における給付に関する条約（第二百二十一号）（以下「条約」という。）は、その付表Iに職業病の一覧表を掲げている。

昭和三十九年の国際労働機関（以下「ILO」という。）の第四十八回総会において採択された業務災害の場合における給付に関する条約（第二百二十一号）（以下「条約」という。）は、その付表Iに職業病の一覧表を掲げている。

本件の要旨及び目的  
昭和三十九年の国際労働機関（以下「ILO」という。）の第四十八回総会において採択された業務災害の場合における給付に関する条約（第二百二十一号）（以下「条約」という。）は、その付表Iに職業病の一覧表を掲げている。

（第二百二十一号）付表I（職業病の一覧表）の改正の受諾について承認を求める件に関する報告書

注 この付表の適用に当たり、適当な場合には、危険にさらされる程度及び態様を考慮するものとする。

- (c) 動物、動物の死体若しくは動物の死体の一部又はこれらによつて汚染されたおそれのある商品を取り扱う作業
- (d) 病原体による汚染の危険を特に伴うその他

て、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

## 二 本件の議決理由

我が国の業務災害補償制度の確保に資するとともに労働問題の分野における国際協調を推進する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十六年五月十一日

外務委員長 奥田 敬和

衆議院議長 福田 一殿

付表Iの改正は、既に掲げられている職業病の項目の一部を修正するとともにカドミウムによる疾病、騒音による難聴等を含む十四の項目等を新たに追加することを内容とするものである。

なお、本付表Iの改正は、既にこの条約の締約国となつてゐる加盟国については、その加盟国がその改正を受諾することを国際労働事務局長に通告する時に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、付表Iの改正の受諾について

昭和五十六年五月十二日 衆議院会議録第二十四号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物記可

(定価一  
三〇円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 三四一四四一  
(大代) 〒105